

障害者虐待の防止と対応

《障害者虐待防止マニュアル》

養護者・福祉施設従事者等・使用者
・その他関係者向け

小樽市

平成 29 年 4 月作成

令和 4 年 7 月改訂

はじめに

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が、平成 23 年 6 月 14 日に衆議院、17 日に参議院においてそれぞれ全会一致で可決され、平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。

この法律の目的は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障害者の権利利益の擁護に資することとされています。

この目的を実現するために、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障害者虐待の防止等のための責務を課するとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する通報義務を課しています。

この法律の制定を受け、小樽市では平成 24 年 11 月に「障害者虐待防止・差別解消連携協議会」を設置し、関係機関・団体、民間事業所等との効果的な連携協力体制の構築を図っています。

また、障害者虐待の防止と対応について、養護者・福祉施設従業者・使用者、その他関係者向けにマニュアルを作成いたしました。

住民の皆様をはじめ、障害福祉サービス事業所の職員の方々など多くの皆様のご協力により、障害者虐待の防止、虐待の早期発見や障害者の保護、養護者へのより適切な支援などが推進されることを期待しております。

〈 目 次 〉

I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立——1

(2) 「障害者虐待」の定義——1

ア) 養護者による障害者虐待

イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

ウ) 使用者による障害者虐待

エ) 虐待行為と刑法

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》

2 障害者虐待に関する知識・理解の啓発——4

3 通報、相談・届出先——4

※障害者虐待の例——5

※障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲——6

4 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント——7

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント——8

5 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

(1) 国及び地方公共団体の責務——9

(2) 国民の責務——9

(3) 保健・医療・福祉等関係者の責務——9

6 小樽市及び北海道の役割と責務

(1) 小樽市の役割と責務——10

(2) 北海道の役割と責務	12
7 個人情報の保護と例外規定	14
8 市町村等職員の守秘義務	14
9 公益通報者に対する保護規定	14
10 障害者虐待防止・差別解消連携協議会の開催	14
II 養護者による障害者虐待の防止と対応	
1 障害者虐待の早期発見に向けて	
(1) 通報義務の通知	15
(2) 早期発見に向けて（チェックリスト）	15
2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）	
(1) 相談、通報及び届出の受付	18
(2) コアメンバーによる対応方針の協議	19
(3) 事実確認及び訪問調査	20
(4) 虐待の判断	24
(5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定	25
(6) 立入調査	26
(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応	27
(8) その他の障害者支援	30
(9) 養護者（家族等）への支援	30
(10) モニタリング・虐待対応の終結（P73 G票）	31
3 財産上の不当取引による被害の防止	32
4 成年後見制度等の活用	33
III 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応	
1 定義・概略	34
2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止	
(1) 障害福祉施設等の設置者等の責務	34
(2) 施設の管理職・職員の研修、資質向上	36

(3) 個別支援の推進	36
(4) 開かれた施設運営の推進	36
(5) 実効性のある苦情解決体制の構築	37
(6) 指導監査等による確認	37
(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施	37

3 相談・通報・届出への対応（市町村）

(1) 通報等の受付	40
(2) 市町村による事実の確認	41
(3) 市町村から都道府県への報告	44
(4) 都道府県による事実の確認	48
(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使	48
(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使	49
[別表] 社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定	
(7) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例	53
(8) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表	53

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方	54
(2) 身体拘束とは	54
(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点	54
(4) 座位保持装置等に付属するベルトやテーブル等の使用	56

5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性	57
(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施	57

IV 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略	58
2 使用者による障害者虐待の防止	

(1) 労働関連法規の遵守——58

(2) 労働者への研修の実施——59

(3) 苦情処理体制の構築——59

3 相談・通報・届出への対応（市町村・都道府県）

(1) 通報等の受付——60

(2) 市町村・都道府県による事実確認等——61

(3) 市町村から都道府県への通知——63

(4) 都道府県から都道府県労働局への報告——63

(5) 都道府県労働局による対応——64

(6) 都道府県等による障害者支援——64

(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表——64

様式等 A～G 票、立入調査の身分証明書、障害者虐待事案に係る援助依頼書——66

I 障害者虐待防止と対応の基本

1 障害者虐待とは

(1) 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。このため、平成 23 年 6 月 17 日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月 1 日から施行されました。

(2) 「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、「障害者」とは障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者と定義され、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

障害者手帳所持の有無は要件としておらず、年齢による区別はなく 18 歳未満の方や 65 歳以上の方も含まれます。

障害者虐待防止法（法第 2 条第 2 項）では、障害者虐待を次のように定義しています。

- ア) 養護者による障害者虐待
- イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ウ) 使用者による障害者虐待

また第 3 条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」と定義され、より広く虐待行為が禁止されています。

ア) 養護者による障害者虐待（第 2 条、第 7～14 条）

「養護者による障害者虐待について、「養護者」とは、身の世話を身体介護、金銭の管理などを行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当します。また、同居していなくても、現に身の世話をしている親族・知人などが養護者に該当する場合があります。

「養護者による障害者虐待」とは、養護者が養護する障害者に対して行う 3 ページのいずれかに該当する行為とされています。

なお、経済的虐待については、養護者のみならず障害者の親族による行為も含まれます。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》⇒ 3 ページ参照

（18 歳未満の障害児に対する養護者の虐待は、総則など全般的な規定や養護者の支援については障害者虐待防止法に規定されていますが、通報や通報に対する虐待対応については、児童虐待防止法が適用されます。

イ) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（第 2 条、第 15～20 条）

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者とされ、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による 3 ページのいずれかに該当する行為とされています。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 3 ページ参照

（高齢者関係施設等の利用者に対する虐待については、65 歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18 歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。）

ウ) 使用者による障害者虐待（第 2 条、第 21～28 条）

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています。

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者、その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」とされています。

この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主など政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

使用者による障害者虐待とは、使用者が行う 3 ページのいずれかに該当する行為とされているほか、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」などを放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》 ⇒ 3 ページ参照

（使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18 歳未満や 65 歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。）

エ) 虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

- ① 身体的虐待：刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強制性交等罪、第 178 条準強制わいせつ、準強制性交等罪
- ③ 心理的虐待：刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第 235 条窃盗罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

※ ただし、刑法第 244 条、第 255 条の親族相盗例に注意

刑事訴訟法第 239 条第 2 項では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならない旨が規定されています。

障害者虐待においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。（なお、被害の届出の支援や告発については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

なお、強制わいせつ罪等の性犯罪は、被害にあった方の精神的負担を軽減するため、平成29年の刑法改正により「非親告罪」（告訴がなくても起訴できる犯罪）とされたところです。

《養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による虐待行為》

① 身体的虐待	共通	障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
② 性的虐待	共通	障害者にわいせつな行為をすること又は障害者に対してわいせつな行為をさせること。
③ 心理的虐待	養護者	障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	障害者福祉施設従事者等	障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動、その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
	使用者	
④ 放棄・放置 (ネグレクト)	養護者	障害者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置</u> <u>その他障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u>
	使用者	<u>障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置、その他これらに準ずる行為を行なうこと。</u>
⑤ 経済的虐待	養護者	養護者又は障害者親族が当該障害者の財産を不当に処分すること、その他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	障害者福祉施設従事者等	障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。
	使用者	

2 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となります。

また、虐待が顕在化する前には、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、虐待の芽に気が付くことも大切です。このため、障害者虐待防止法の制定を踏まえ、広報・啓発を進める必要があります。

広報・啓発すべき内容としては、法の内容のほか、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識などです。通報義務や通報窓口の周知も、虐待防止につながる取組となります。

小樽市としても、障害者虐待防止・差別解消センターを設置するとともに、広く障害者虐待防止に関する広報・啓発を行っていきます。

3 通報、相談・届出先 (第6条、第7条、第16条、第22条)

(1) 住民の通報の義務 ～ 小樽市障害者虐待防止・差別解消センターの設置

障害者虐待防止法では、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は、速やかに市町村に通報するよう義務づけられています。

身近に起こりうる問題ですが発見が遅れてしまうことは少なくありません。「もしかして」の状況での連絡が大切ですので、皆さんのご協力をお願いいたします。

小樽市では、障害者虐待防止・差別解消センターを設置していますので、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに下記まで通報などをお願いいたします

障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

◇[平日 8時50分～17時20分]

小樽市障害者虐待防止・差別解消センター

(小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ内)

電 話 32-4111 (内線302)

FAX 22-6915

◇[平日夜間、土・日曜日、国民の祝日、年末年始など]

小樽地域障がい者相談支援センターさぽーとひろば

電 話 080-1975-4223

(通報等があった場合、緊急対応などが適切に行えるよう障害福祉グループ職員のコアメンバーによる体制を整え、事案の緊急度等に応じて対応します。時間外に緊急対応を行う場合には、担当職員(複数体制)を決定し、速やかに積極的介入の必要性の判断を行います。)

※ 障害者虐待の例

① 身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。 【具体的な例】 ・平手打ちする ・殴る ・蹴る ・壁に叩きつける ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけど、打撲させる ・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
② 性的虐待	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある) 【具体的な例】 ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する ・わいせつな映像を見せる
③ 心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。 【具体的な例】 ・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる ・怒鳴る ・ののしる ・悪口を言う ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・人格をおとしめるような扱いをする ・話しかけているのに意図的に無視する
④ 放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 【具体的な例】 ・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける ・排泄の介助をしない ・髪や爪が伸び放題 ・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる ・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない、制限する ・必要な福祉サービスを受けさせない ・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤ 経済的虐待	本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 【具体的な例】 ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※「障害者虐待防止マニュアル」(NPO 法人 PandA-J) を参考に作成

【参考】 障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

◇障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別に整理

○障害者虐待防止法

○児童虐待防止法

○高齢者虐待防止法

所在 場所 年齢	在宅 （養護 者・保護 者）	福祉施設・事業						企 業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法		介護保険 法等	児童福祉法				
		障害福祉 サービス 事業所 （入所 系、日中 系、訪問 系、GH 含む）	相談支援 事業所	高齢者施 設等 （入所 系、通所 系、訪問 系、居住 系等含 む）	障害児通 所支援事 業所	障害児入 所施設等 ※3	障害児相 談支援事 業所		
18 歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府 県) ※1	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県、市 町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県、市町 村)	—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行 使 (都道府 県、市町 村)	児童福祉 法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県) ※4	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行 使 (都道府 県、市町 村)	障害者 虐待防 止法 ・適切 な権 限行 使 (都道府県 労働局)	障害者 虐待防 止法 ・間接 的防 止措 置 (施設 長・管理 者)
18 歳 以上 65 歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			—	(20 歳ま で) ※2	【20 歳ま で】	—		
				【特定疾 病 40 歳 以上】	—	—			
65 歳 以上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行 使 (都道府 県、市町 村)	—	—	—		

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

4 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1) 障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで、切れ目のない支援体制を構築することが必要です。

ア 虐待を未然に防ぐための知識・理解の啓発と積極的なアプローチ

障害者への虐待は、本人の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このためまず、住民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法の周知や障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図る必要があります。

また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、必要な福祉サービスの利用を促進するなど養護者の負担軽減を積極的に図ります。

障害者福祉施設等は、令和4年度から虐待防止委員会の設置、虐待防止責任者の配置、研修実施について義務化されました。

今後、第三者評価を受けることや虐待防止委員会、内部研修、会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図るなど、より高いレベルで虐待防止に向けた取組みを進めることが求められます。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し、障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要であることから、通報義務を周知していくことが必要です。また、障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか(第6条第1項)、保健・医療・福祉・使用者等の関係者も虐待の早期発見に努めること(第6条第2項)とされていますので、これら関係者は虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。

さらに、関係機関・団体等との協力連携、ネットワークなどによって、虐待を早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

また、各障害者支援施設や障害福祉サービス事業所から事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

虐待は夜間や休日を問わず発生するため、相談や通報、届出や緊急の保護に対応できる24時間体制を構築し、関係機関や住民に周知する必要があります。

ウ 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあることから、対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合があります。

ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、養護者に対し、特にその後の丁寧なフォローアップを行う必要があります。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関わりを行い(エンパワメント)、本人の自己決定を支援する視点が重要であり、地域において自立した生活を円滑に営めるように取り組まなければなりません。

一方、在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身は何らかの支援を必要としている場合も少なくないため、障害者の安全確保を最優先としつつ、養護者支援を意識することが必要です。

これら障害者や養護者への支援の取組みは、関係者による積極的な働きかけや仲介によって信頼関係を構築しながら、時間をかけて行うことが必要です。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、家庭内での長年の人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足、金銭的要因など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては障害者や養護者の生活を支援するための様々な制度の活用や知識が必要となります。

そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

(2) 障害者虐待の判断に当たってのポイント

虐待であるかどうかの判断に当たっては、以下のようなポイントに留意します。

このとき、虐待かどうかの判断が難しい場合もありますが、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応することが必要です。

ア 虐待をしているという「自覚」は問わない

虐待事案においては、虐待をしているという自覚のある場合だけでなく、自分がやっていることが虐待に当たると気付いていない場合もあります。また、しつけ、指導、療育の名の下に不適切な行為が続けられている事案もあるほか、「自傷・他害があるから仕方ない」ということが一方的な言い訳となっている場合もあります。

虐待している側の自覚は問いません。虐待側に自覚がなくても、障害者は苦痛を感じたり、生活上困難な状況に置かれていたりすることがあります。

虐待しているという自覚がない場合には、その行為が虐待に当たるということを適切な方法で気付かせ、虐待の解消に向けて取り組む必要があります。

イ 障害者本人の「自覚」は問わない

障害の特性から、自分のされていることが虐待だと認識できない場合があります。

また、長期間にわたって虐待を受けた場合などでは、障害者が無力感から諦めてしまっていることがあります。このように障害者本人から訴えの無いケースでは、周囲がより積極的に介入しないと、虐待が長期化したり深刻化したりする危険がありますので注意を要します。

ウ 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある

施設や就労現場で発生した虐待の場合、障害者の家族への事実確認で「これくらいのことは仕方がない」と虐待する側を擁護したり、虐待の事実を否定したりすることがあります。これは、障害者を預かって貰っているという家族の気持ちや、他に行き場がないという状況がそういう態度を取らせているとも考えられます。家族からの訴えがない場合であっても、虐待の客観的事実を確認して障害者本人の支援を中心に考える必要があります。

エ 虐待の判断はチームで行う

障害者虐待の事案に対する判断は担当者一人で行うことを避け、組織的に行うことが必要であり、組織の管理職が虐待問題への感度を高め、虐待への厳しい姿勢を打ち出すことが重要です。

相談や通報、届出を受けた市職員などは、速やかに上司に報告し、また個別ケース会議などを活用して緊急性の有無、事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。さらに、事実確認のための調査では、客観性を確保する観点から複数の職員で対応することを原則とします。

5 障害者虐待の防止等に対する各主体の責務等

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援を行うため、国や地方公共団体、国民、障害者の福祉に業務上・職務上関係のある団体、障害者福祉施設従事者等に対する責務が規定されています。

（１）国及び地方公共団体の責務

障害者虐待防止法では、国や地方公共団体は、障害者虐待の防止、虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護と養護者に対する適切な支援等を行うため、以下の責務が規定されています。

- ① 関係機関の連携強化、支援などの体制整備（第４条第１項）
- ② 人材の確保と資質向上のため研修等（第４条第２項）
- ③ 通報義務、救済制度に関する広報・啓発（第４条第３項）
- ④ 障害者虐待の防止等に関する調査研究（第４条第２条）
- ⑤ 成年後見制度の利用の促進（第４条第４項）

（２）国民の責務

国民は、障害者虐待の防止等に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第５条）。

（３）保健・医療・福祉等関係者の責務

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（第６条第２項）。

同項では、次の関係者が規定されています。

○障害福祉施設、学校、医療関係、保健所、障害者福祉関係団体

○障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士、使用者 等

これらの関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならないとされています（第６条第３条）。

さらに、次の関係者については、それぞれの責務が規定されています。

- ① 障害者福祉施設の設置者等（第１５条）

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置

- ② 使用者（第21条）
労働者の研修の実施、苦情処理の体制の整備などの使用者による障害者虐待防止等のための措置
- ③ 学校の長（第29条）
教職員、児童、生徒、学生その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置
- ④ 保育所等の長（第30条）
保育所等の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置
- ⑤ 医療機関の管理者（第31条）
医療機関の職員その他の関係者に対する研修の実施及び普及啓発、相談体制の整備、虐待に対処するための措置などの虐待を防止するための措置

これらのうち、学校、保育所等、医療機関での障害者に対する虐待については、既存の法令に基づき対応可能な部分があることや学校での指導、医療機関での治療行為と虐待行為を第三者が判断することは困難であること等を考慮し、これらの施設の長や管理者に対する間接的な虐待防止等を規定することとしたものです。

市町村、都道府県においては、これらの施設の長や管理者が、障害者虐待防止法に規定された虐待の防止措置を講ずるよう、関係部局に対して周知を図ることも必要です。

6 小樽市及び北海道の役割と責務

（１）小樽市の役割と責務

ア 養護者による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の速やかな障害者の安全確認、通報等に係る事実確認、障害者虐待対応協力者との対応に関する協議（第9条第1項）
- ② 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置、そのための居室確保（第9条第2項、第10条）
- ③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は知的障害者福祉法に規定する成年後見制度の利用開始に関する審判の請求（第9条第3項）
- ④ 立入調査の実施、立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第11条、第12条）
- ⑤ 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定する措置が採られた障害者に対する養護者の面会の制限（第13条）
- ⑥ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置並びに障害者が短期間養護を受ける居室の確保（第14条第1項・第2項）
- ⑦ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第35条）

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ① 通報又は届出を受けた場合の都道府県への報告（第17条→省令第2条）
- ② 障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第19条）

ウ 使用者による障害者虐待について

通報又は届出を受けた場合の都道府県への通知（第23条）

エ 小樽市障害者虐待防止・差別解消センターの機能と周知

小樽市障害者虐待防止・差別解消センターの具体的な業務は次のとおりです。

- ① 養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理（第32条第2項第1号）
- ② 養護者による障害者虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害者の保護のための相談、

③ 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発(第32条第2項第3号)

市町村障害者虐待防止センターが行う、障害者虐待防止及び養護者に対する支援に関する広報・啓発（第32条第2項第3号）においては、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することも有効です。

知的障害等により、わかりやすい説明が必要な障害者については、知的障害者等にとってわかりやすい虐待防止法、障害者総合支援法のパンフレットを活用（「わかりやすいパンフレット」は、厚生労働省のホームページの次のURLからダウンロードできます。<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000181617.pdf>）して研修を行うなどが考えられます。

性的虐待の被害に遭った障害者の割合は、女性が高いことから、女性の障害者に対しては、性的虐待に関してどのような行為が性的虐待に該当するのか、性的虐待に遭いそうになった場合どのように対処したら良いのか、被害に遭ってしまった場合、誰にどのように相談したら良いのかなどを研修内容に取り入れることも検討します。

オ 財産上の被害防止等について

養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引の被害があった場合、相談の受付や関係部局・機関を紹介すること(第43条第1項)となっています。

市は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行い、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

養護者、親族又は障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の第三者による財産上の不当取引に関する相談、お問い合わせは下記まで

◇[平日 9時00分～17時00分]

小樽・北しりべし消費者センター（小樽市役所別館5階）

電話 23-7851

カ 成年後見制度の活用

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、市町村長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市町村長申立」といいます。）を行うことが定められています(第9条第3項)。

また、障害者虐待防止法には、国や地方公共団体が成年後見制度の周知や制度利用に当たっての経済的負担の軽減措置を図ることも規定されています(第44条)。

市は、成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知を行い、この制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげることが必要です。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

成年後見制度の市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村長は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取り扱いになっています。

（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等または4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われなければならないことが基本となります）

なお、虐待等の場合で、2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。

そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※（参考）「地域包括支援センター業務マニュアル」から

成年後見制度のほか、社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の「日常的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」利用なども検討します

（２）北海道の役割と責務

ア 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について

- ①障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の適正な運営の確保に向けた社会福祉法及び障害者総合支援法等に規定する権限の行使（第 19 条）
- ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況やその際に採った措置等の公表（第 20 条）

イ 使用者による障害者虐待について

使用者による障害者虐待に係る事項の都道府県労働局への報告(第 24 条)

ウ 北海道障がい者権利擁護センターの機能と周知

北海道障がい者権利擁護センターの具体的な業務は次のとおりです。

- ①使用者虐待に関する通報又は届出の受理（第 36 条第 2 項第 1 号）
- ②市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助(第 36 条第 2 項第 2 号)
- ③障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介(第 36 条第 2 項第 3 号)
- ④障害者及び養護者支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等（第 36 条第 2 項第 4 号）
- ⑤障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供(第 36 条第 2 項第 5 号)
- ⑥障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発(第 36 条第 2 項第 6 号)
- ⑦その他障害者虐待の防止等のために必要な支援(第 3 条第 2 項第 7 号)

※北海道障がい者権利擁護センター

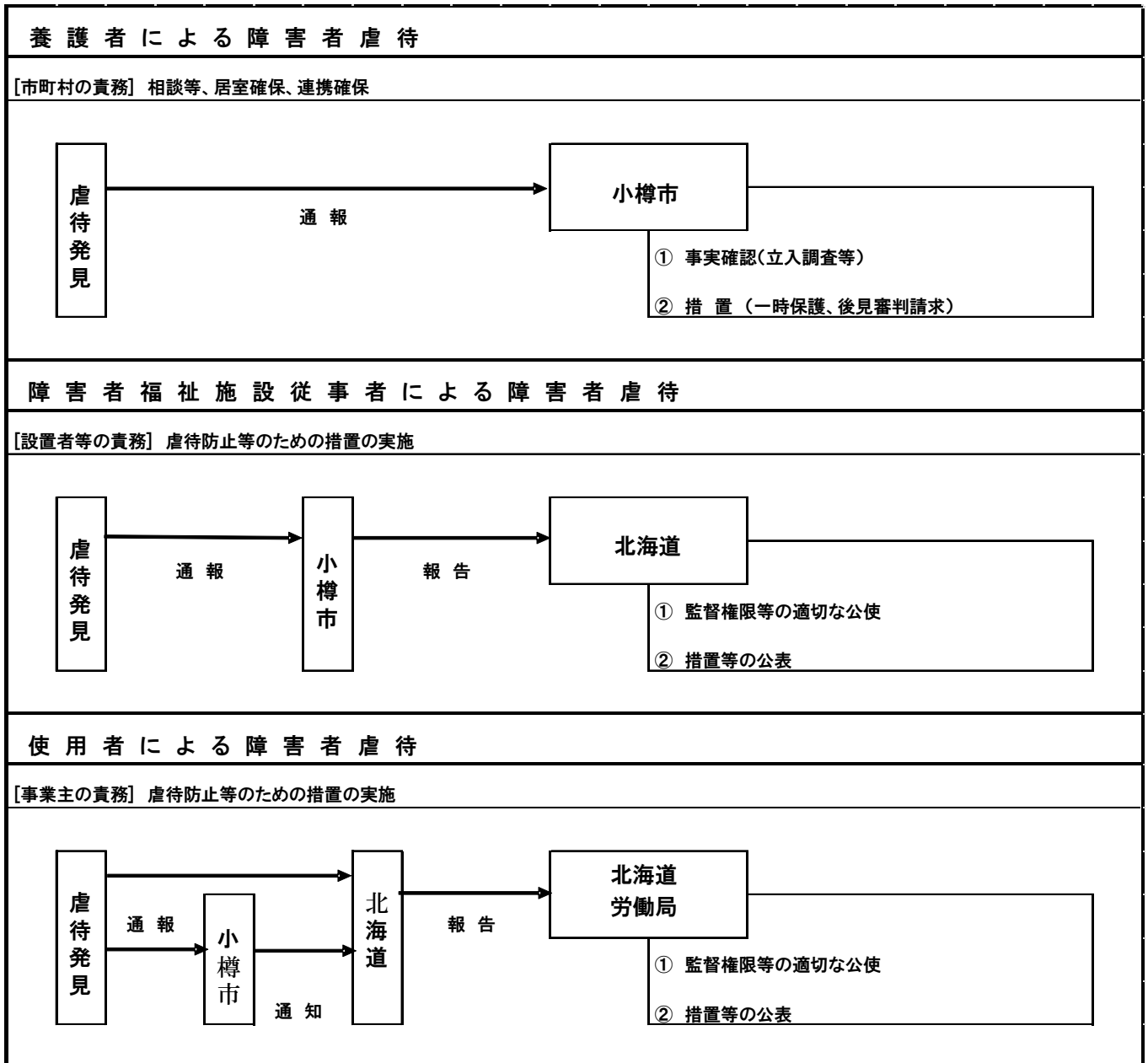
北海道では道庁内(障がい者保健福祉課)に「北海道障がい者権利擁護センター」を設置し、使用者による虐待の通報や届出の受理のほか、市町村が行う虐待防止対策への支援、予約制による医師や弁護士による定期的相談支援などを行っています。

◇ [平日 8 時 45 分～17 時 30 分]

※北海道障がい者権利擁護センター 電話：011-231-8617

（休日・夜間は留守番電話の対応）

障害者虐待が発生した場合の対応（小樽市）



(参考)障害者虐待防止等のスキーム

7 個人情報の保護と例外規定

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、

- ・ 本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第 18 条）
- ・ 本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第 27 条）

が義務づけられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もあります。

虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間等で共有する必要があるため、個人情報の保護に関する法律における個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（第 27 条第 1 項第 2 号）の規定があることから、この例外規定によって守秘義務が解除されているものと判断します。

ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮を行います。

8 市町村等職員の守秘義務

障害者虐待防止法では、市町村等の職員が通報又は届出を受けた場合、職務上知り得た事項であって、その通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課せられています（第 8 条）。

9 公益通報者に対する保護規定

公益通報者保護法では、労働者が事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を所定の要件を満たして、公益通報を行った場合、通報者に対する保護（解雇の無効、その他不利益な取扱いの禁止）が規定されています。

10 障害者虐待防止・差別解消連携協議会の開催

障害者の虐待防止に関わる仕組みやネットワークの構築に当たっては、高齢者や児童の虐待防止に対する取組み、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づく相談窓口及び障害者差別解消支援地域協議会とも連携しながら、地域の実情に応じて効果的な体制を検討していくことが必須です。

小樽市では、障害者虐待の防止や虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援等を適切に行うため、関係機関と障害者虐待防止・差別解消連携協議会を開催し、情報の共有を行い、速やかな連携協力ができる体制を構築しています。

Ⅱ 養護者による障害者虐待の防止と対応

1 障害者虐待の早期発見に向けて

障害者虐待が深刻化する前に早期に発見し、支援につなげられるよう次のような取組みを行います。

(1) 通報義務の周知

小樽市では、住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や啓発、通報義務について、広報誌や啓発ポスター、パンフレットなどにより広く周知を図り、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わり、当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるように努めます。

(2) 早期発見に向けて ～ チェックリスト

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが重要なことから、障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面、心理面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って、常に観察するよう協力連携をお願いし、早期発見に努めます。また、関係機関等と障害者虐待防止ネットワーク会議を開催し、連携協力のもと早期発見・早期対応に努めます。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くことも大切です。これらを含め、早期発見のため、次のチェックリストを確認してください。

【参考】 障害者虐待発見チェックリスト

虐待していても本人にはその自覚のない場合や、虐待されていても障害者自らＳＯＳを訴えないことがよくありますので、小さな兆候を見逃さないことが大切です。

複数の項目に当てはまる場合は、疑いがそれだけ濃いと判断できます。

これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向ける必要があります。

<身体的虐待のサイン>

- ☐ 身体に小さな傷が頻繁にみられる
- ☐ 太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみずばれがみられる
- ☐ 回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 「こわい」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない
- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える
- ☐ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

＜性的虐待のサイン＞

- ☐ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする
- ☐ 周囲の人の体をさわるようになる
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ ひと目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
- ☐ 眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる

＜心理的虐待のサイン＞

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる
- ☐ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などがみられる
- ☐ 身体を萎縮させる
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
- ☐ 食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）がみられる
- ☐ 自傷行為がみられる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする

＜放棄・放置のサイン＞

- ☐ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
- ☐ 部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、よそではガツガツ食べる
- ☐ 過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
- ☐ 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
- ☐ 学校や職場に出てこない
- ☐ 支援者に会いたがらない、話したがらない

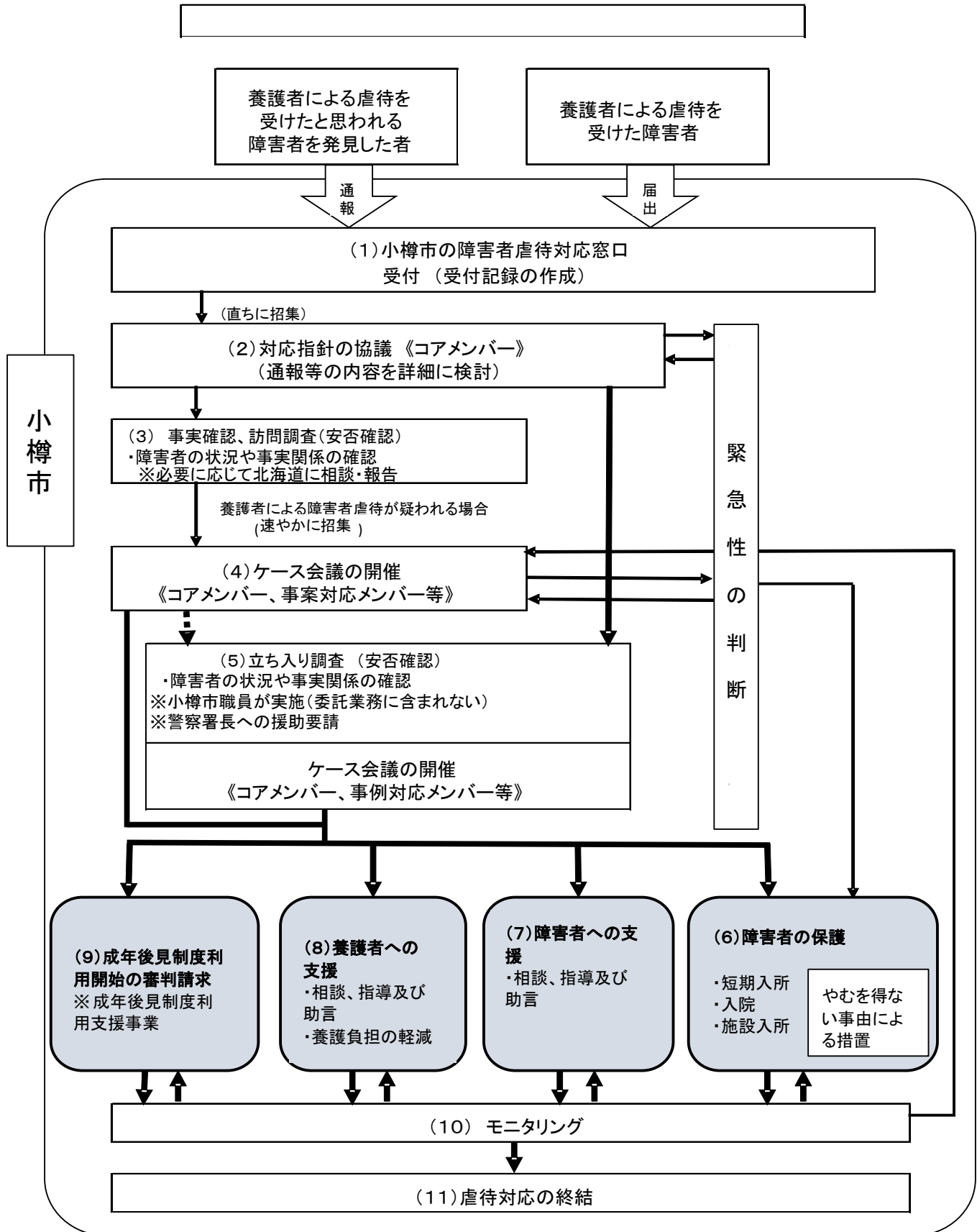
＜経済的虐待のサイン＞

- ☐ 働いて賃金を得ているのに、貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない
- ☐ 資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊興費や生活費に使っているように思える

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

2 養護者による障害者虐待が発生した場合の対応（市町村）

養護者による障害者虐待が発生した場合の小樽市における対応をフロー図にしたものです。



(1) 相談、通報及び届出の受付

ア 相談、通報及び届出の受付時の対応（P66 様式A票）

障害者虐待に関する相談や通報・届出を受けた職員は、虐待の状況や障害者・養護者等の状況、通報者の情報など可能な限り必要となる情報を聴取し、次の段階への判断の根拠とします。

あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認しながら聞き取り、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を聞き取ります。

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の経過
- ・虐待の具体的な状況
- ・緊急性の有無

②障害者の状況

- ・障害者本人の氏名、居所、連絡先、心身の状況、意思表示能力

③虐待者と家族の状況

- ・虐待者の状況、虐待者と障害者の関係
- ・その他の家族関係

④障害福祉サービス等の利用状況や関係者の有無

- ・障害福祉サービス等の利用の有無
- ・家族に関わりのある関係者の有無

⑤通報者の情報

- ・氏名、連絡先、障害者・養護者との関係

通報時に通報者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、障害者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に置いて相談を進め、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴くこととします。

受付記録の記入後においては、福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）の責任者の確認を受け、受付台帳に編綴して適切に保管します。

イ 警察からの通報

警察庁では、平成24年9月5日に各都道府県警察に通達を発出し、警察活動に際し、障害者虐待事案を認知した場合には、虐待行為者の種別を問わず、市町村に通報することとされていますので、通報があったケースには適切に対応します。

ウ 個人情報の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーにかかわるきわめて繊細な性質のものです。

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」と言います。）では、本人の同意を得ずに特定の利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならないこと（第18条）、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供してはならないこと（第27条）が義務づけられています。

しかし、障害者虐待事案への対応では、当該障害者や養護者等に関する情報は第三者提供の制限の例外として扱われる場合もありますので、市町村の個人情報保護規定との調整を図り、相談記録等の取扱いルールを定めておくことが必要です。

障害者虐待防止法では、通報又は届出を受けた場合、当該通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとあり、通報者や届出者を特定する情報について守秘義務が課されています（第8条）。

また、事務を委託された市町村障害者虐待防止センターの役員・職員又はこれらであった者についても、正当な理由なしに、委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないとされています（第33条第2項）。加えて、通報者や届出者を特定する情報についての守秘義務も課されています（第33条第3項）。

なお、第33条第2項の規定に違反した場合、罰則も課されます（第45条）。

※ 個別ケース会議における個人情報の取扱については、P25「Ⅱ－2－（5）ウ 個人情報の取扱い」を参照のこと。

■個人情報の保護に関する法律

（利用目的による制限）

第 18 条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（第三者提供の制限）

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一～四 （第 18 条第 3 項各号と同じ）

（2）コアメンバーによる対応方針の協議

ア 初動対応の決定（P67 様式B票）

相談・通報・届出を受けたときには、直ちに虐待の疑いがあるかどうか及び緊急対応が必要な場合であるかどうか「相談・通報・届出受付票」（A票）をもとに、福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）の管理職等を中心としたコアメンバーによって組織的に判断します。ここで、障害者や養護者・家族等の状況に関する更なる事実確認の方法や関係機関への連絡・情報提供依頼などに関する今後の対応方針、職員の役割分担などを決定します。

◇時間外の対応の体制整備

- ・ 障害者虐待通報等に対し、平日のほか休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制を整備します。（時間外窓口、職員連絡網等）
このとき、受付機能だけではなく、組織的判断や緊急対応などが適切に行えるようコアメンバーによる体制を整え、事案の緊急度等に応じて対応します。
- ・ 時間外に緊急対応を行う場合には、当面の対応方針と担当職員(複数体制)を決定(初期対応)し、その後、速やかに改めて積極的介入の必要性の判断を行い、時間外対応の状況報告と評価を行い、今後の方針を決定します。

◇通報者への報告

- ・ 通報者が、障害者や養護者・家族等に継続して関わる可能性がある場合には、関わり方などについての要望やアドバイスを伝えます。
- ・ 通報者に協力を求める場合には、通報者には守秘義務がないことから慎重に行います。
- ・ 通報者の心情を考えると、通報後どうなったのか心配等の理由から、通報後の経過について問い合わせがあることも考えられます。その場合、通報について感謝を伝えた上で、市町村には守秘義務があり、個人情報に属することについては通報者に報告できないことを丁寧に伝え、理解を求めます。

イ 初動対応のための緊急性の判断について

受付記録の作成後（場合によっては形式的な受付記録の作成に先立ち）、直ちに相談等の受付者がコアメンバー等に相談し、判断を行います。

① 緊急性の判断の際に留意すべき事項

緊急性の判断に当たっては、下記の事例をよく検討し、養護者への支援の視点も意識しつつ、障害者の安全確保が最優先であることを念頭に置き対応します。

- ・過去の通報や支援内容などに関する情報の確認
- ・虐待の状況や障害者の生命や身体への危険性

【参考】 緊急性が高いと判断できる状況（例）

- 生命や身体の安全が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重傷のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命や身体の危険が予測される
 - ・虐待者が同居している場合の性的虐待等、繰り返しの被害が予測される
- 障害者本人が保護を求めている
 - ・障害者本人が明確に保護を求めている

② 緊急性の判断後の対応

○ 緊急性があると判断したとき

- ・障害者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合、虐待を受けたとされる障害者の安全を現場において目視により確認することを原則とし、早急に介入する必要がある場合は、措置を含めた保護方法を速やかに検討します。

○ 緊急性はないと判断したとき

- ・緊急性がないと判断できる場合には、その後の調査方針と担当者を決定します。その際、調査項目と情報収集する対象機関を明らかにして職員間で分担します。
- ・情報が不足するなどから緊急性がないと確認できない場合には、障害者の安全が確認できるまで、さらに調査を進めます。

○ 共 通

- ・決定した内容は会議録に記録し、速やかに責任者の確認を受け保存します。
- ・原則として複数対応とし、性的虐待が疑われる場合は、担当する職員の性別にも配慮します。

（３） 事実確認及び訪問調査

ア 事実確認の必要性

障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります（第9条）。

ここで言う、「速やかに」は、何時間以内と言った具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、状況に応じて対応することが必要です。

なお、児童虐待防止法における「子どもの虐待対応の手引き」においては、虐待の通告受理後、48時間以内での自治体が定めたルールに従い、子どもの安全確認を実施することとされています。

また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことが必要です。

事実確認に当たっては、訪問等によるほか、市町村内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生児童委員等当該障害者に関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。その際、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報だけでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把

握することで、将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わるため、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することが重要です。

イ 事実確認で把握・確認すべき事項（P68 様式C票）

把握・確認すべき事項の例は以下（及びウ(ア)）のとおりです。

重要な情報については、できるだけ複数の関係者から情報を得るようにします。

また、あいまいに聞き取るのではなく、直接に見聞きしたのか、伝聞なのか、誰が何と言ったのかなどを確認し、虐待の場所、日時、どのような虐待を何回したのかなど、具体的な内容を確認します。

①虐待の状況

- ・虐待の種類や程度
- ・虐待の具体的な状況
- ・虐待の経過

②障害者の状況

- ・安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
- ・身体状況・・・障害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や通院医療機関、障害福祉サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。
- ・精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
- ・生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。

③障害者と家族の状況

- ・人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
- ・養護者や同居人に関する情報
（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待者との関わりなど）

④障害福祉サービス等の利用状況

※なお、障害者が重傷を負った場合や障害者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合があります。

○ 年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が障害者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、振込口座を変更し、障害者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、下記の事例については年金個人情報の提供を受けることができます。

【福祉の措置（措置に当たって所得の把握が必要）】

- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条
- ・知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4・第16条第1項

【後見開始等の審判の請求（審判に当たって所得の把握が必要）】

- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2
- ・知的障害者福祉法第28条

※ 本人に意思能力があり同意を得ることができる場合には、年金個人情報の提供はその同意による。

○ 年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、配偶者からの暴力（DV）被害者のうち支援機関等が発行する証明書（※）を所持する方については、本人の希望があれば、年金記録を含む個人情報について他者の閲覧を防止する取組（以下「秘密保持の手続」という。）を行ってきましたが、DV被害者以外の方からも秘密保持の手続を希望する声が年金事務所に寄せられていることに鑑み、DV被害者に準ずる者についても同様の取扱いを行うことになりました。（平成27年7月から取扱開始）

（新たな対象者）

秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者

（例1）親からの暴力を受けているため避難しており、住所を親に隠す必要がある子ども

（例2）老齢・障害基礎年金を家族等から不当に搾取されているといった経済的虐待を受けている高齢者・障害者

（秘密保持の手続による対応内容）

- ① 基礎年金番号を別の番号に変更する
- ② 本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない

日本年金機構では、秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、市町村においては、保護を求める虐待被害者等が市町村に対して支援機関等の証明書発行の要請を行った場合においては、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応を行うほか、日本年金機構による本手続の周知等も併せて行う。

※ 婦人相談所や福祉事務所等にある配偶者暴力相談支援センターが発行するDV被害者の保護に関する証明書、裁判所が発行する保護命令に関する書類、住民基本台帳事務における支援措置申出書の写しなど支援機関等が発行する証明書を指します。

ウ 関係機関からの情報収集

通報等がなされた障害者や養護者・家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者などから多面的な情報を収集します。

（ア）収集する情報の種類等

関係機関からは、障害者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際の個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮を行います。

関係機関から収集する情報の種類等の例

- ・ 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- ・ 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- ・ 生活保護受給の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に福祉事務所と連携を図る。）
- ・ 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業者などからの情報
- ・ 医療機関からの情報
- ・ 警察からの情報
- ・ 民生児童委員からの情報

（イ）情報収集する際の留意事項

関係機関から情報を収集する際には、以下の諸点について留意します。

- ・ 障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第27条）の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約にお

- いて包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供が必要な際には、その情報の取扱いについては慎重にするよう注意を喚起します。

エ 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として障害者の自宅を訪問して障害者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握します。

ただし、訪問による面接調査は、養護者・家族等や障害者本人にとっては抵抗感が大きいいため、調査を拒否するケースなどの場合は、障害者や養護者・家族等と関わりのある機関や親族、知人、近隣住民などの協力を得ながら情報収集を行うなどして、円滑に調査が行えるようにします。

(訪問調査を行う際の留意事項)

①信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素であるため、訪問調査は虐待を受けている障害者や養護者・家族等を支援するために行うものであることを十分に説明し、理解を得るように努力することが必要です。

②複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。また、障害者虐待では障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し、養護者との信頼関係を構築するよう努める必要があります。

③障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し、理解を得るものとします。

特に虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助は養護者や家族等を支援するものであることを十分に説明することとします。

- ・職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・障害者の権利について

障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明

④障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮を行います。

- ・身体状況の確認時・・・性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は、同性職員が対応します。
- ・養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行いません。
- ・訪問調査→措置入所時・・・

養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書をわかりやすい場所に置き、置く場所は第三者の目に触れないところとします。

⑤柔軟な調査技法の実施

調査に当たっては、障害者や養護者の状況を判断しつつ、障害者の安全確保を第一に置きながら、信頼関係の構築も念頭に置いて柔軟に対応する必要があります。

⑥調査の持続性の確保

調査を実施して障害者の安全や事実確認を行った後も、障害者や養護者を取り巻く環境は常に変化しますので、定期的に訪問して状況を確認し、継続的にアセスメントを実施します。

事実確認と情報収集のポイント

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人 PandA-J）を参考に作成

①原則として自宅を訪問する

- ・一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
- ・本人と虐待者は別々に対応する。
（本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。）
- ・事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
- ・虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
※虐待通報を受けての通報であることを明示の方が良い場合もあります。
- ・プライバシー保護について説明する。

②収集した情報に基づいて確認を行う

- ・介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
- ・関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）

③解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する

- ・緊急分離か見守りか。
- ・一時分離かサービス提供、家族支援か。
- ・介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・病院か施設か。
- ・自分の価値観で判断せず、組織的に判断します。

オ 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度をとる養護者等には、抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、様々な関係者との連携協力のもとで対処しますが、障害者の生命や身体に関する危険性が認められるなど緊急な介入が必要な場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立ち入り調査を含めて積極的な介入を行います。

(ア) 関わりのある機関からのアプローチ

障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすなどの工夫をします。

(イ) 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病、体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関の協力を仰いで、検査入院などにより、障害者と養護者を一時的に分離することで、養護者等への支援が効果的に行える場合も検討します。

(ウ) 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認などの協力してもらうことなどの方法も検討します。

（４）虐待の判断

ア コアメンバー会議の開催（P70 様式D票・P72 様式F票）

コアメンバー会議を開催し、事実確認によって得た情報をもとに事案の分析・検討を行い、虐待及び緊急性の判断や対応方針などを決定します。

必要に応じて、関係機関や専門家の助言・支援要請などについて検討します。

後述の(6)立入調査についても状況に応じて判断します。

イ 虐待の判断

この会議において、虐待の判断を行います。

「虐待」と判断された場合は、(7)積極的な介入の必要性が高い場合の対応に沿って対応します。

また、虐待の事実がないと判断される場合にも、障害者の安全が確認されるまで見守り的な支援をする必要があります。これらの判断に当たっては、正確な情報収集に基づき「緊急性」と「重大性」を評価し、それらを根拠に組織として判断します。

(5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

虐待と判断された場合は、個別ケース会議において事案に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。

なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することとします。

また、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表に出てこないニーズについてもアセスメントすることが重要です。

ア 個別ケース会議の開催（P71 様式E票・P72 様式F票）

個別ケース会議の参加メンバーは、福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）のコアメンバーとし、必要に応じて関係機関等の参加・協力を得るものとします。

会議は、通報等を受理して必要な情報等の確認を行った後、速やかに開催し、個別の虐待事案に対する援助方針、援助内容、主担当者、連絡体制等について協議を行います。

個別ケース会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- | | | |
|---|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none">○専門家などの参加要請○事案のアセスメント○援助方針の協議○支援内容の協議○関係機関の役割の明確化○主担当者の決定○連絡体制の確認○会議録、支援計画の作成○会議録、支援計画の確認 | } | 参加メンバーによる協議 |
|---|---|-------------|

イ 支援の必要度の判断

対応方法を検討する際には、障害者の生命や身体に危険性があるかどうか見極めることを最優先するとともに、虐待の程度を把握し、今後の進行を予測するなど様々な視点からの検討を行います。

個別ケース会議により、支援の度合い（見守り・予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、保護・分離支援）の判断と状況によっては緊急保護を行うことを検討します。さらに、それ以外の場合は相談支援や養護者の支援などにより虐待の解消を図ります。

また、立入調査について、コアメンバー会議のほか個別ケース会議においても、状況に応じて判断します。

なお、事実確認時に大きな危険性が認められなくても、その後に問題が深刻化するケースも考えられることも踏まえ、早期に、かつ適切に判断し対応するようにします。

ウ 個人情報の取扱い

個別ケース会議等では、虐待を受けているおそれがある障害者や養護者・家族の情報を支援者間で共有する必要があるため、個人情報の保護に関する法律における個人情報の第三者への提供を本人の同意なしに行うことを制限する例外として、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」（第27条1項第2号）の規定があることから、この例外規定によって守秘義務が解除されているものと判断します。

ただし、共有する情報については必要最小限にするなどの配慮を行います。

(6) 立入調査

ア 立入調査の法的根拠

虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員に、虐待を受けている障害者の住所や居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています（第11条第1項）。

立入調査は、市町村の障害福祉所管課職員が行い、その際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて管轄する警察署長に対し、援助を求めなければならないとされています（第12条）。

なお、正当な理由がなく立入調査を拒んだり、虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処せられることとされています（第46条）。

イ 立入調査の要否の判断

当事者から情報が取れない場合であっても、関係者から必要な情報が聴き取れると判断したときは、その方法を優先します。しかし、それらの方法で確認する手立てがなく、かつ障害者の安否が気遣われる場合には、立入調査権の発動を検討する必要があります。

その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となりますので、決定に当たっては、コアメンバーで検討するとともに、正式な決裁を経ることが必要です。

立入調査が必要と認められる状況は、緊急性や重要性があるとともに養護者の協力が得られない場合です。

立入調査が必要と判断される状況の例

- ①障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- ②障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- ③何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- ④過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- ⑤障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものがないとき。
- ⑥入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- ⑦入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- ⑧養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安全が懸念されるような事態にあるとき。
- ⑨家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- ⑩その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定される

ウ 立入調査の実態体制

- ① 立入調査の執行にあたる職員（P74 様式1）
福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）の複数の職員が行います。
- ② 警察との連携（P75 様式2）
立入調査を行う際に、養護者から抵抗を受けるおそれがあるなど市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、警察署と事前協議を行い、援助依頼書を提出します。
- ③ その他の関係者との連携
養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所などと連携し、精神保健福祉相談員等の同行

を検討するとともに、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要も検討します。養護者や家族との関わりのある親族等に、同行や立会い求めることも有効な場合があることから検討します。これらの場合、事前に打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくこととします。

エ 立入調査の実施方法

- ① 立入調査には実施上の制約があり、養護者等が立入調査を拒否し、施錠してドアを開けない場合に鍵やドアを壊して立ち入ることはできませんので、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要です。
(例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等)
- ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせません。
- ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断により、例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討の上、実施します。

オ 立入調査の留意事項

- ① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。(第11条第2項)
- ② 立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。
その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。
- ③ 保護の判断と実行
障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察し、障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。
障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録します。
障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等を総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が大きいときには、緊急入院や一時保護などの措置を通じて、緊急に障害者と養護者を分離しなければならないことを伝え、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切るものとします。
- ④ 緊急に障害者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき
緊急に障害者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うこととします。
なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となりますので、各機関におけるサービスの説明や何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。

(7) 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておく重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応を行います。

この場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向にかかわらず、速やかに市担当部局や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

ア 障害者の保護(養護者との分離)

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとは重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討することとなります。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

① 保護・分離の可否と迅速な対応

障害者の保護・分離の必要性については、福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）のコアメンバーによって個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断を行い、決定します。

障害者の保護・分離をすることが必要と決定した場合には直ちに対応することとし、また、休日や夜間についてもできる限り速やかに対応することを原則とします。

② 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、一時保護など、障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

イ やむを得ない事由による措置

(ア) 「やむを得ない事由」による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由による措置」があり、この「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対し、市町村長が職権によって障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、養護者による障害者虐待の防止や障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法(第18条第1項又は第2項・障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)、知的障害者福祉法(第15条の4又は第16条第1項第2号・障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置)の措置を講じることが規定されています。

また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています(第9条第2項)。

(イ) 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第10条)。

「居室を確保するための措置」として、一時保護のための居室の確保等の活用などを検討します。

(ウ) 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市町村長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるものとされています(第13条)。

① 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申出があった場合は、障害者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、ケース会議等において、障害者の安全を最優先することを考えた上で、面会の可否に関する判断を行います。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応を基本とします。

② 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるものとあります

が、その際には事前に市と協議を行うこととします。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておき、措置の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認します。

③ 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の心身の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市と協議を行い、養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することとなります。

④ 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、対策を講じることが必要です。また、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図る必要があります。

(エ) 措置後の対応

「やむを得ない事由」による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではなく、措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標と設定します。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援は非常に重要です。

また、保護された障害者が、特に介護の必要がなく自立している場合などには、施設的环境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題として出てきます。可能な限り障害者本人の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、カウンセリングの活用など、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。

また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介するなどが必要となる場合も考えられます。

(オ) 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下の例が考えられます。

① 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合です。退所するまでは地域移行支援、退所した後は地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

② 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合です。ただし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローを行なうため、継続的に支援を行うことが必要です。

③ 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能にな

った場合などが考えられます。

なお、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいなど、障害者本人の状況に応じてグループホームなどへの移行を検討した方がよい場合があります。

（８） その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることが重要なことから、虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとします。

○ 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が、適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

このほか、成年後見制度の活用等についても検討する必要があります。

（９） 養護者（家族等）への支援

ア 養護者(家族等)支援の意義

障害者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合っていると考えられます。

そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防することができると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要であり、支援を行う際には、以下の視点が必要です。

① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復・生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげるようにします。

③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、

- ・ 障害福祉サービスや各種地域資源の活用
- ・ 家族会等への参加
- ・ カウンセリングの利用の勧め

などにより養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり、介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が、養護者を精神的に追いつけてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が、養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり、支援することが、養護者の精神的な支援にもつながります。

④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

(参考) 養護者からの不当な要求があった場合の対応

養護者による障害者虐待への対応では、上記のとおり、養護者支援の視点が重要ですが、中には、対応の課程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家の助言を仰ぐ、などの対応が重要です。

イ 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

① 法的根拠

障害者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第14条第2項）。

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的に当該措置の利用を検討します。

② 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、独自に短期入所するための居室を確保して対応します。

③ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながらケース会議を通じて支援のための計画を作成するなどして、適切な相談、助言等の支援を行います。

(10) モニタリング・虐待対応の終結（P73 様式 G 票）

ア 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化する恐れもありますので、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。

具体的には、市の担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続して行い、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより、障害者や養護者等の状況を把握します。

こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

イ 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換を行いながら、信頼

関係を構築します。

ウ 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していきます。

エ 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱う必要があります。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。

その後の生活の支援については、通常業務として相談支援事業所などに引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

3 財産上の不当取引による被害の防止

養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じたり、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行い、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

相談窓口	小樽・北しりべし消費者センター
・電 話	23-7851
・所在地	小樽市花園2丁目12番1号 小樽市役所別館5階
・相談日	月曜～金曜日 9時～17時
・定休日	土曜日、日曜日、休祝日、年末年始（12/29～1/3）

4 成年後見制度等の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められるときは、障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、積極的に成年後見制度につなげる支援を行います。

※ 成年後見制度の市町村長申立てについて

市町村長による申立てを行うに当たっては、市町村は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる扱いになっています。

（ただし、2親等以内の親族がいない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市町村長による申立ては行われないことが基本となります）

なお、虐待等の場合で、2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。

そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市町村長申立てが必要となる場合があります。

※（参考）「地域包括支援センター業務マニュアル」から

社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」の「日常生活的金銭管理サービス」や「書類等の預かりサービス」利用なども検討します。

※ 日常生活自立支援事業

小樽市社会福祉協議会が窓口です。

日常的金銭管理などについては自分の判断で適切に行なうことが困難な方を支援する事業です。（契約書や支援計画の内容を理解出来る方が対象となります。）

Ⅲ 障害者福祉施設従事者等による

障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待として、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホーム等に従事する者による虐待が規定されています（第2条、第15～20条）。

障害者虐待防止法に規定されている「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。（第2条第4項）

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。）に該当する施設・事業についてはP2「I-1-（2）-イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」を参照してください。

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

（1）障害福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者の責務として、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずることが定められています（第15条）。

令和4年4月から障害福祉施設等の運営基準に基づき、虐待の発生又はその再発を防止するため、新たに以下の措置を講じることが義務化されました。

- ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- イ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること
- ウ アとイに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

また、障害者福祉施設等の運営についての重要事項に関する運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされています。具体的には、

- ア 虐待の防止に関する責任者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること

等を指します。（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（抄）」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

なお、こうした取組が小規模事業所においても過剰な負担とならないようにするため、令和3年度の障害者総合福祉推進事業において、小規模事業所における望ましい取組方法（体制整備や複数事業所による研修の共同実施等）について調査研究を行い、令和4年3月に事例集としてまとめています。
<参考：小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント>

※令和3年度障害者総合福祉推進事業「障害者虐待防止の効果的な体制整備に関する研究事例集」（PwC コンサルティング合同会社）より一部抜粋

<虐待防止>

カテゴリ	効果的と考えられる取組ポイント
研修の実施	① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。 ※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされています。 ② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。 ③ 研修に参加できなかった職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかった職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所所内で研修を実施する。
虐待防止委員会の開催	④ 虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。 ※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要な人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」とされています。 ⑤ 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。 ※第三者は、弁護士等の専門家のみならず、自立支援協議会を構成する他事業所等も当たると考えられる。 ⑥ 既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。
指針の整備	⑦ 虐待防止等のために必要な指針等は、ゼロベースで作成することのみならず、本事例集に紹介されている様式や公表資料等から雛形を入手し、それをたたき台にして検討を進める。

(2) 施設の管理職・職員の研修、資質向上

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するためには、何よりもまず障害者の人権の尊重や障害者虐待の問題について、管理職、職員が自ら高い意識を持つことが必要です。

また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠です。

北海道が実施する、障害者虐待防止・権利擁護に関する研修は、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者等を対象として、障害者虐待防止の基礎知識や障害者の権利擁護に関する意識啓発、障害者虐待防止委員会の設置等の、具体的な虐待防止の体制づくり、身体拘束や行動制限を廃止するための具体的な取組等、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応を学ぶ機会を提供するものです。

北海道においては、障害者福祉施設等の管理者又はサービス管理責任者の研修受講状況を把握し、受講していない場合は積極的な受講勧奨を行う等、未受講をなくす取組みが期待されています。

また、北海道が行う障害者虐待防止研修を受講した職員が、勤務する施設・事業所の職員に対して伝達研修を行うことを推奨することにより、施設・事業所の職員に研修内容を普及することができます。「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止とその対応の手引き」に、施設・事業所で障害者虐待防止の伝達研修を行う際に利用できる冊子を掲載していますので、その活用を推奨するとともに、研修受講者に伝達研修の実施時期などを報告させることにより実施状況を把握することで、確実な普及と啓発に努めます。

障害者福祉施設等においては、定期的に障害者虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施するとともに、各種研修会に職員を参加させる等により職員の資質向上に努めることが必要です。

虐待を防止するためには、実際に支援に当たる職員だけでなく、管理者も含めた事業所全体での取組が重要です。管理者が率先して障害者の人権の保持に向けて行動し、職員とともに、風通しが良く、働きがいのある職場となるよう環境を整えていくことが必要です。

(3) 個別支援の推進

数多くの障害者が障害福祉サービスを利用しているため、個々の利用者への配慮よりも管理的な運営に傾きがちな状況があります。こうした運営は、利用者にとっても職員にとってもストレスの原因となるものであり、特に入所型の事業所において、身体拘束や心理的虐待と考えられる事態が発生する危険が潜んでいます。

入浴、排せつ、更衣等の介助においては、勤務シフトや業務内容の分担の工夫などにより、可能な限り同性介助ができる体制を整え、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対して配慮する必要があります。

利用している障害者一人ひとりが、尊厳を保ちながら自分らしく生活出来る環境をつくることが、障害福祉施設従事者等には求められています。

そのために、それぞれの事業所では、個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題などを記載した個別支援計画を作成し、この計画に基づいて事業所職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直します。

利用者一人ひとりの個々のニーズに応じた、個別的な支援を日々実践することが、虐待という重大な人権侵害事案を防止することにつながります。

(4) 開かれた施設運営の推進

障害者支援施設は、入所している障害者の居住の場でもあるため、ともすると閉じられた場になりやすいという側面があります。このため、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性をはらんでいるとともに、虐待事案が発生した場合も発見されにくい土壌ともなり得ることから、地域に開かれた施設運営をしていくことが重要です。地域の住民やボランティア、実習生など多くの人が施設に関わる事によって、職員の意識にも影響を及ぼすと考えられます。また、他施設との職員交流、利用者の個別支援に関する事例検討に外部の専門家からコンサルテーションを受ける機会を設けるなど、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながります。

さらに、サービス評価（自己評価、第三者評価など）の導入も積極的に検討することが大切です。

（５）実効性のある苦情解決体制の構築

障害者虐待防止法では、障害福祉サービス事業所等に対してサービスを利用している障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています。（第15条）

障害福祉サービス事業所等においては、苦情相談窓口を開設するなど苦情解決のために必要な措置を講じ、さらにサービスの質を向上させるため、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、取組を効果的なものとしていくことも大切です。

（６）指導監査等による確認

北海道や市町村は、障害者福祉施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく、施設内巡回の時間をなるべく多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について可能な限り配慮されているか等について観察したり、幹部職員のみならず現場の職員からも聴き取りを行うなど、実質的なチェックになるよう心がけることが求められます。

また、市町村は相談支援専門員が障害者福祉施設等の利用者についてモニタリングを行った際に、気になった点があればすぐに相談支援専門員から情報提供を受けられるよう連携体制を構築しておくことが望ましいと考えられます。

（７）虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報、苦情等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わるものである場合は、事前に通告を行うことなく監査を実施するなど、虐待防止に重点を置いた柔軟な対応が必要です。

また、実地指導においても、障害者虐待との関連が疑われる場合等を含め、当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、事前に通告を行うことなく実地指導を行うことも検討することが必要です。

厚生労働省では、このような趣旨を踏まえて平成28年4月に「指定障害福祉サービス事業所等の指導監査について」及び「指定障害児通所支援等事業者等の指導監査について」を改正し、障害者虐待との関連が疑われる場合を含めた機動的な指導・監査の実施について通知しています。

障発第0408第7号

平成28年4月8日

指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について 指定障害福祉サービス事業者等指導指針

5 指導方法等

（２）実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの利用により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について
指定障害児通所支援事業者等指導指針

5 指導方法等

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において障害児虐待が疑われているなどの利用により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

3 相談・通報・届出への対応（市町村）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応【概要】

障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者からの通報
障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた障害者からの届出

(1) 小樽市の障害者虐待対応窓口
(小樽市障害者虐待防止・差別解消センター)
受付(受付記録の作成、緊急性の判断)

(2) 事実確認、訪問調査

(5) 障害者総合支援法等に基づく権限の行使

(3) 報告

(4) 都道府県の障害者虐待対応窓口
(都道府県権利擁護センター)

事実の確認

(5) 障害者総合支援法、社会福祉法等に基づく権限の行使

(6) 障害者福祉施設従事者等による虐待状況等の公表(毎年度)

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への通報義務が規定されています（第16条第1項）。

これは、発見者が障害者福祉施設従事者等の場合であっても同様です。

また、虐待を受けた障害者は、市町村に届け出ることができることとされています。

（第16条第2項）

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合

障害者が入所している障害者支援施設の所在地とその支給決定を行った市町村が異なる場合、どちらの市町村にも通報等が行われる可能性があります。いずれの場合であっても、通報者への聞き取りなどの初期対応は、通報等を受けた市町村が行います。

その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぎます。

また、その後の対応等については、障害者福祉施設等の指定や法人の許認可を行った都道府県（政令市・中核市）と協力して行うことになりますので、速やかに連絡を入れる必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する情報等の内容は、サービス内容に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。

したがって、通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うことが必要です。

そのため、通報等を受けた市町村職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが障害者施設従事者等による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で、他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情処理窓口等）での対応が適切と判断できる場合には、その相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了します。

※ 受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。

P18「Ⅱ-2-(1)-ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

○ 個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合（P18「Ⅱ-2-(1)-ウ 個人情報の保護」）を参照して下さい。

なお、障害者福祉施設従事者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、施設・事業者には通報者は明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に特に配慮することが必要です。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪、その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による障害者虐待についても同様）（第16条第3項）

② 障害者虐待の通報等を行った障害者福祉施設従事者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。（第16条第4項）

が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適応対象とはなりません。

なお、平成18年4月から施行されている公益通報者保護法の第5条には、公益通報をしたことを理由として、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

障害者虐待防止法施行後、虐待通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生しました。適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものです。

都道府県、市町村においては、施設管理者等に対して研修等様々な機会を通じて障害者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について周知徹底を図ることが必要です。

オ コアメンバーによる対応方針の協議

P19「Ⅱ-2-（2） コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。緊急性の判断は重要ですので、特に留意が必要です。

（2）市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。

この際、事実確認の調査は、通報等がなされた障害者福祉施設従事者等の勤務する障害福祉サービス事業所等、虐待を受けたと思われる障害者に対して実施します。

通報等の内容は様々ですので、通報が明らかな虚偽である場合はともかく、虚偽の通報であるのかどうかについては、ていねいに事実確認を行い、事案の実態や背景を慎重に見極める必要があります。

こうした事実確認等は、市町村が行うべきものですが、この段階では障害者総合支援法に規定する市町村長による調査権限（障害者総合支援法第10条、第48条第1項、第3項、第51条の27第1項及び第2項）に基づくものではなく、障害福祉サービス事業所等の任意の協力の下に行われるものです。

次の（3）に示すとおり、市町村から都道府県への報告は、市町村が行う事実確認により 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が確認された事案に限るのが基本ですが、障害福祉サービス事業所等の協力が得られない場合などは、早期に都道府県へ報告し、都道府県と共同で事実確認を行うことも検討する必要があります。

なお、障害福祉サービス事業所等において、第三者性を担保したオンブズマン制度や虐待防止委員会などの組織が整備されている場合には、市町村による事実確認調査とあわせ、これら第三者性を担保した組織が事実確認を行うことにより、当該施設の運営改善に向けた取組が機能しやすくなると考えられます。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認・・・関わりのある障害者福祉施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で、障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況・・・障害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

(イ) 障害福祉施設等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係わる事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項（事故・ヒヤリハット報告書、苦情相談記録、虐待防止委員会・事故防止委員会の記録、職員への研修状況）

イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにし、記録用に録音機材や映像を記録できる機材を携行します。
- ② 医療職の立ち会い
通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が想定される場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うこととします。
- ③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明
調査に当たっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し、理解を得ることが必要です。
 - ・ 訪問の目的について
 - ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
 - ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
 - ・ 調査への協力について・・・事実確認調査に対し誠実に協力することを求めるとともに、虚偽の答弁等があった場合の障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
 - ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明
- ④ 記録類の確認
通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となります。
 - ・ 日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等に、虚偽通報に関連した記述はないか
 - ・ 虐待があったとされる日の勤務表や業務の分担表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないかなど必要な分析を行います。
- ⑤ 聞き取り調査の留意点
聞き取り調査に当たっては、障害者や障害者福祉施設従事者等が、管理者や他の職員に気

兼ねなく安心して話すことができるよう、個室を確保した上で、個別に聴き取りを行い、話の内容が他に聞かれないよう配慮することが必要です。

また、障害者が聞き取り調査に回答する場合、内容によっては、後で施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかと不安を感じていたり、障害者福祉施設従事者等の場合は、虐待の疑いのある同僚の職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を知っていても黙っていたり、最低限のことしか話さなかったりすることも考えられます。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも真実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めることが必要です。

⑥ 元職員からの聞き取り調査の検討

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報の中には、当該施設の元職員からの通報もあります。当該施設に勤務していた頃は、施設側から不利益な取扱いを受けるのではないかと懸念があった人や同僚職員への気兼ね等から通報をためらっていた人が、退職を機に通報したものと思われます。

当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、事実確認調査を進める際には、在職中に目撃したかもしれない虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられます。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の元職員を加えることを検討します。

障害者総合支援法第48条第1項、第51条の27第1項・第2項、児童福祉法第21条の5の22第1項及び第24条の34第1項では、都道府県知事又は市町村長による、当該サービス事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されていますので、障害者総合支援法等の権限に基づく聴き取りを行うことも可能です。

⑦ 聞き取り等の調査の方法

聞き取り調査の内容を正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求めます。

聞き取りに当たっては、事案が起きてから時間が経過している場合も少なくないため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要があります。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、集中して思い出してもらった上で、答えを誘導しないオープンな質問の仕方で行います。障害者に対して聞き取り調査を行う場合は、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、聞き取りの内容を把握する補助としてコミュニケーションボードやピクトグラム（図や絵記号）等の使用を検討します。

【誘導質問】

（例）「職員Aに叩かれましたか？」

（例）「利用者Bが職員Aに叩かれたのを見ましたか？」

【自由再生質問】

（例）「何があったか、よく思い出して下さい（間を取る）。思い出したことを、どんなことでも詳しく話してください」（オープンな質問）

→ 「（写真を用意して）その人は、この中にいますか？」（具体物による確認）

→ 「その時の動作をやってみてください」（動作による確認）

→ 「その時に障害者や職員がいた位置を、図に書いてみてください」（図による確認）

→ 「その部分を、もっと詳しく話してください」（部分を限定しての確認）

※ 最後に、「聞き取り調査の後思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡をとってみることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合があります。

⑧ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要です。

※ この他、養護者虐待の場合の留意点P23「Ⅱ-2-（3）-エ 訪問調査」についても参照してください。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある障害者福祉施設従事者等、所属する障害福祉サービス事業所等に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して管理職の確認を行います。

ここで、障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 個別ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が確認出来た場合には、障害者本人や障害福祉サービス事業所等への対応方針等を協議します。

※ この他、「個別ケース会議」についてはP25「Ⅱ-2-(5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。

(3) 市町村から都道府県への報告

市町村は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を都道府県に報告することとされています(第17条)。

ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外の様々なものも含まれると考えられます。

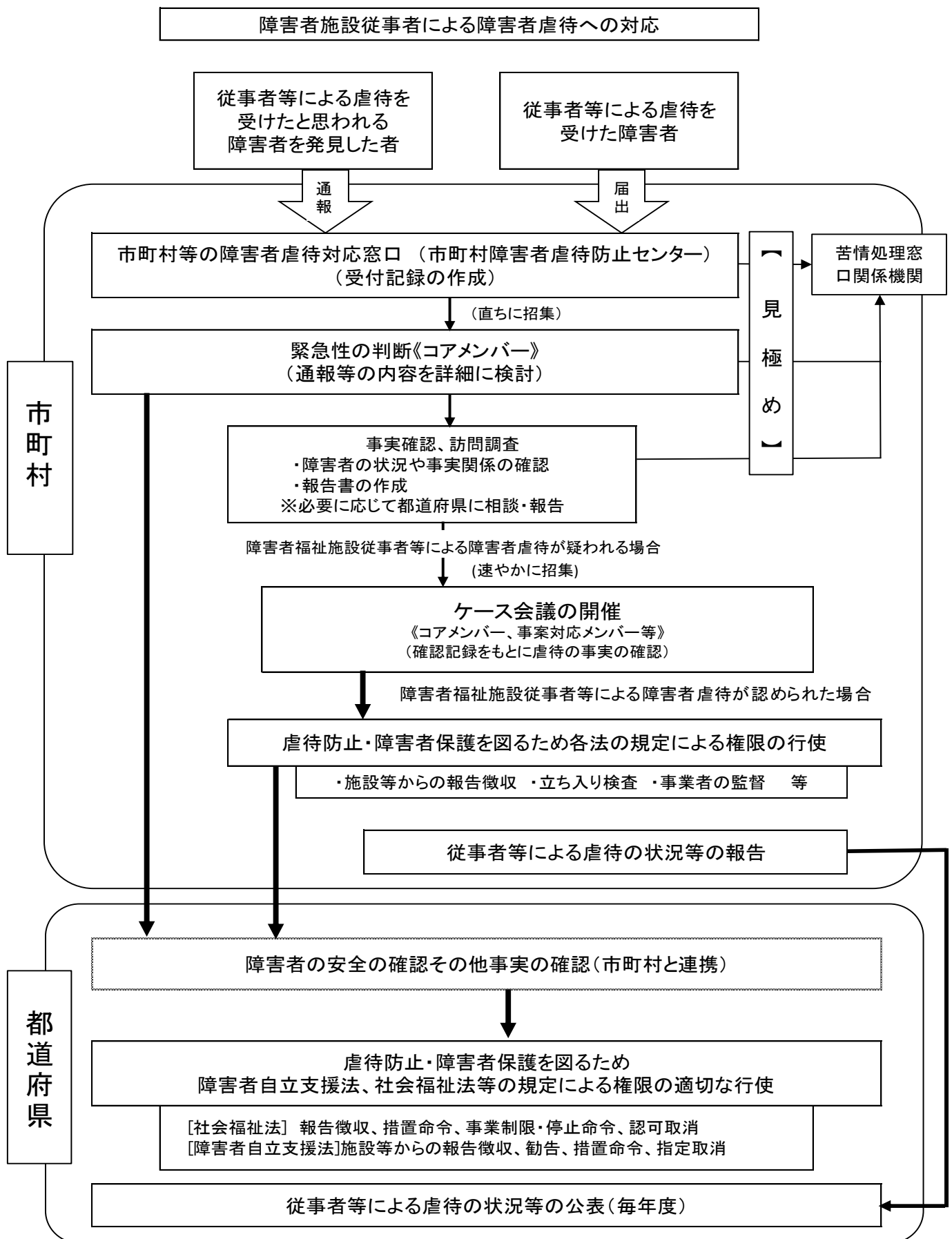
そのため、都道府県に報告する情報は、通報のあった全ての事案ではなく、障害者福祉施設従事者等による虐待の事案が確認できた事案とします。

ただし、P43「Ⅲ-3-(2) 市町村による事実の確認」において述べたとおり、障害福祉サービス事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、障害者虐待の事実が確認できていなくとも市町村から都道府県へ報告することが必要となります。(P76 様式3)

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告すること等、必要に応じて柔軟に対応することが求められます。

都道府県に報告すべき事項

- 1 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分、その他の心身の状況
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種
- 5 市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた障害者施設等において改善措置が採られている場合にはその内容



障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について（報告）（例）

（注）不明の項目については記載しなくてもよい。

本件は、当市町村において事実確認を行った事案

- ☐ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- ☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- ☐ さらに都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名	称：	
・サービス種別：		
	（事業者番号	
・所	在	地：
TEL		FAX

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏	名		性別（	）	年齢（	）
障害の種類 (支援区分)	身体障害 知的障害 精神障害 その他（ 障害支援区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等 行動障害の有無 無・有（行動関連項目 点）					

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、性別、生年月日及び職種

氏 名	性別 ()	生年月日	
職名・職種			
(有する資格)			

5 市町村が行った対応

通報受理日	年 月 日
事実確認調査年月日	年 月 日
事実確認後の対応	

☐ 施設等に対する指導
☐ 施設等からの改善計画の提出依頼
☐ 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
☐ その他（具体的に記載すること）

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

☐ 施設等からの改善計画の提出
☐ その他（具体的に記載すること）

障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、上記のとおり報告する。

令和 年 月 日

北海道（担当課名）

市町村長名

印

(4) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないときなど、報告に係る障害福祉サービス事業所等に対して、事実確認のための調査を実施します。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼するなど連携して対応します。

障害福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待が発生した事案では、問題の全容を究明するための第三者検証委員会報告書の中で、都道府県の実事確認等について次のような指摘がされました。

- ・ 県の通常の監査においては、施設に対し日時及び提出書類等について事前に通知し、監査当日は、施設の巡回後に、事前に提出された書類を基に主に管理者にヒアリングを行っており、提出した資料に依拠して評価・判断することになり、結果として、虐待を見抜くという観点からの対応としては機能していなかった。
- ・ 施設に指導する本庁の課から、障害者総合支援法に基づく監査を行う出先機関に対して虐待疑義事案等の情報が提供、共有されていれば、厳しい目で監査や指導を行い、施設の体質を改善できた可能性があったが、情報提供は行われていなかった。

このような指摘を踏まえ、監査においては報告書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を拡大するとともに、幹部のみならず支援員からも聞き取りを行うほか、適宜、抜き打ち検査を実施するなど、虐待に関する通報や情報については、障害者福祉施設等の監査を担当する部署とも情報を共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行うことが必要です。

(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による権限の行使

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法、その他の関係法令に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されています（第19条）。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、当該施設等から報告を受けて事実を確認し、虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、虐待を受けた障害者の保護を適切に行うとともに、必要に応じて当該施設等に対する指導等を行い、改善を図るようにします。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止委員会の設置を求め、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを第三者委員が定期的にチェックし継続的に関与したり、当該事業所又は第三者委員から定期的に報告を受け、必要に応じて当該事業所に対する指導や助言を行う、などの対応が考えられます。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者等が虐待の事実を知っていながら通報もせず放置していたり、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行うなどの対応が考えられます。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、職員の虐待行為の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な行為があった場合は、当該管理者、設置者を障害者福祉施設等の運営に関与させない指導を行い、体制の刷新を求めることを検討する必要があります。

指導に従わない場合には、別表に掲げる社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消し処分などの権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図ります。

（６） 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している障害福祉サービス事業所等で虐待があった場合、市町村又は都道府県は、障害者総合支援法に基づく勧告・命令、指定の取消処分等の指導を行い、改善を図るほか、事案によっては、都道府県等の所轄庁が特定非営利活動促進法の規定に基づいて、法人に対して改善命令や設立の認証の取消し等の措置を採ることも考えられます。

○特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）

（改善命令）

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

（設立の認証の取消し）

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

【別表】社会福祉法・障害者総合支援法による権限規定

社会福祉法	第 56 条第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する報告徴収、検査
	第 56 条第 4 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する勧告
	第 56 条第 5 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に従わなかった社会福祉法人の公表
	第 56 条第 6 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	勧告に係る措置をとらなかった社会福祉法人に対する措置命令
	第 56 条第 7 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する業務停止命令又は役員の解職勧告
	第 56 条第 8 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する解散命令
	第 57 条	厚生労働大臣 都道府県知事 市長	社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の事業停止命令
	第 71 条	都道府県知事	社会福祉施設に対する改善命令
	第 72 条	都道府県知事	社会福祉事業を営業者に対する事業制限・停止命令、許可取消、認可取消

障害者総合支援法	第 10 条	市町村	障害福祉サービス、相談支援、自立支援医療、療養介護医療若しくは補装具の販売若しくは修理を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 11 条第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事	自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対する報告徴収等
	第 48 条第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 48 条第 3 項	都道府県知事 市町村長	指定障害者支援施設等の設置者に対する報告徴収、立入調査等
	第 49 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者に対する勧告
	第 49 条第 2 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設等の設置者に対する勧告
	第 49 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定事業者等の公表
	第 49 条第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定事業者等に対する措置命令
	第 50 条第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者福祉サービス事業者の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止

障害者総合支援法	第 50 条第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害者支援施設の指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 3 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に従わなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の公表（業務管理体制）
	第 51 条の 4 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設に対する措置命令（業務管理体制）
	第 51 条の 27 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定一般相談支援事業者若しくは指定一般相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る一般相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 27 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者若しくは指定特定相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る特定相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 51 条の 28 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 2 項	指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定特定相談支援事業者に対する勧告
	第 51 条の 28 第 3 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に従わなかった指定（一般・特定）相談支援事業者の公表
	第 51 条の 28 第 4 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定（一般・特定）相談支援事業者に対する措置命令
	第 51 条の 29 第 1 項	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	指定一般相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 29 第 2 項	市町村長	指定特定相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 51 条の 32 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者若しくは当該指定相談支援事業者の従業者に対する報告徴収、立入調査等（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 1 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	指定相談支援事業者に対する勧告（業務管理体制）
	第 51 条の 33 第 2 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に従わなかった指定相談支援事業者の公表（業務管理体制）

障害者総合支援法	第 51 時の 33 第 3 項	厚生労働大臣 都道府県知事 市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定相談支援事業者に対する措置命令（業務管理体制）
	第 81 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者を行う者に対する報告徴収・立入検査等
	第 82 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業を行う者に対する事業制限・停止命令
	第 82 条第 2 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	障害福祉サービスを行う者、地域活動支援センター、福祉ホームの設置者に対する改善、停止・廃止命令
	第 85 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設の長に対する報告徴収、立入検査等
	第 86 条第 1 項 ※	都道府県知事 指定都市市長 中核市市長	市町村が設置した障害者支援施設に対する事業停止・廃止命令

※ 指定都市又は中核市自らが設置する場合は除く

児童福祉法	第 21 条の 5 の 22 第 1 項	都道府県知事 市町村長	指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 21 条の 5 の 23 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者等に対する勧告
	第 21 条の 5 の 23 第 2 項	都道府県知事	勧告に従わなかった指定障害児通所支援事業者等の公表
	第 21 条の 5 の 23 第 3 項	都道府県知事	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児通所支援事業者等に対する措置命令
	第 21 条の 5 の 24 第 1 項	都道府県知事	指定障害児通所支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止
	第 24 条の 34 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者に対する報告徴収、立入検査等
	第 24 条の 35 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する勧告
	第 24 条の 35 第 2 項	市町村長	勧告に従わなかった指定障害児相談支援事業者の公表
	第 24 条の 35 第 3 項	市町村長	勧告に係る措置をとらなかった指定障害児相談支援事業者に対する措置命令
	第 24 条の 36 第 1 項	市町村長	指定障害児相談支援事業者に対する指定取消、指定の効力の全部若しくは一部停止

特定非営利活動促進法

	第 42 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置命令
	第 43 条	都道府県知事 指定都市市長	特定非営利活動法人の設立の認証の取消

(7) 障害者福祉施設従事者等による虐待の報道事例

障害者虐待防止法施行後も、障害者福祉施設従事者等による深刻な障害者虐待の事案が起きています。障害者福祉施設等の職員や管理者等の責任者が通報義務を果たさず、虐待を長期間放置し、隠蔽しようとしたことにより、深刻な虐待に及んでしまった事案について、報道から例示します。

ア 介護福祉士が入所者を殴り骨折、施設は事故として処理

警察は、障害者支援施設に入所中の身体障害者の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士を逮捕した。男性は骨折等複数のケガを繰り返しており、日常的に虐待があった可能性もあるとみて調べている。

警察によると、同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく「事故」として処理していた。同法人は「逮捕容疑が事実であれば、管理体制についても問題があったということになる。おわびするしかない。」としている。

(その後、警察はさらに5人の職員を傷害、暴行の容疑で地検に書類送検した。また、県の特別監査に対し、5人が「やっていない」と虚偽答弁をしていたとして、全員を障害者自立支援法(当時)違反容疑でも送検した。県は、法人に対して社会福祉法に基づく改善命令を出し、虐待を防げなかった理事長が経営に関与しない体制にするよう要求したほか、再発防止策も求めた。法人は、理事長を含む理事会及び施設管理者の体制刷新と関係職員への処分を行った。)

イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、同園の施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と虚偽の報告をしていたことがわかった。

県は、施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討等を求める改善勧告を出した。施設長は立ち入り検査時には「暴行の報告はなかった」と説明。しかし、その後の調査に「報告があったことを思い出した。聞き取り調査したが虐待はなかった」と証言を覆した。さらに、県が詳しく聴くと、施設長は、職員4人が虐待をしたとの報告があったと証言。暴行したと判断し、口頭注意したことを認めた。その後、センター長に「不適切な支援はなかった」と事実と異なる報告をした。

(その後、暴行した職員は傷害致死容疑で逮捕された。また、行政の調査により10年間で15人の職員が23人の入所者に対して虐待を行っていたことを確認。施設長、理事長等が法人、施設の運営に関与しないことを含む行政指導が行われ、体制の刷新、関係者の処分が行われた。)

イの虐待事案においては、虐待問題の第三者検証委員会が設置され、その報告書の中では行政のチェック体制についてP50「Ⅲ-(4) 都道府県による事実の確認」のような指摘がされています。

(8) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況の公表

都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合にとった措置、その他厚生労働省令で定める事項を公表(年次報告)することとされています(第20条)。

この公表制度を設けた趣旨は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、障害者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを目的とするもので、虐待を行った障害者福祉施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

公表の対象となるのは市町村、都道府県が事実確認を行った結果、実際に障害者虐待が行われていたと認められた事案です。具体的には、次のようなものが考えられます。

- ① 市町村による事実確認の結果、障害者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事案
- ② 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案
- ③ 市町村からの連絡を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、障害者虐待が行われていたと認められた事案

上記の事案を対象とし、厚生労働省令で定める項目について集計した上で、公表します。

厚生労働省令に定める都道府県知事が公表する項目

- 一 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況
- 二 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置
- 三 虐待があった障害者福祉施設等の種別
- 四 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

なお、法に基づく公表事項以外にも、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に対する指導・措置等を適宜公表することとしている自治体もあります。

4 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

障害者支援施設等の利用者が、興奮して他の利用者を叩く、噛みつくなどの行為があるときや自分自身の顔を強く叩き続けるなどの行為があるときには、やむを得ず利用者の身体を拘束したり、居室に隔離したりするなど行動抑制をすることがあります。

このような行動制限が日常化してしまうと、そのことが契機となって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束が日常化することが、更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もあります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続を踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要があります。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッドなどに縛り付ける。(※)
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(※) 肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存能力を活かせるよう、安定した着座姿勢を保持するためには、理学療法士等のリハビリテーション専門職や介護職員が連携し、安全性かつ機能性を高める様々な工夫が欠かせません。この姿勢保持に対する工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は身体的拘束にはあたりません。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議 2001年3月）に基づく以下の要件に沿って検討する方法などが考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は慎重に行います。

ア やむを得ず身体拘束を行う3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束、その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて、最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束、その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

イ やむを得ず身体拘束を行うときの手続

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議などにおいて組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者など、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、合議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続の中で、適宜、利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

④ 身体的拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する「身体拘束廃止未実施減算」が設けられているほか、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項として、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催すること、身体拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し研修を定期的実施することが定められ、これらを満たしていない場合にも身体拘束廃止未実施減算の対象となり

ます。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第172号）

（身体拘束等の禁止）

第四十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

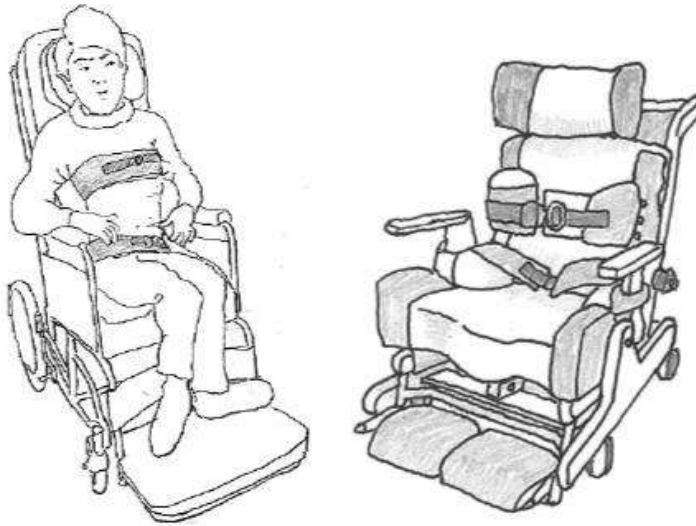
三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第171号）」にも同様の規定あり

（４）座位保持装置等に付属するベルトやテーブル等の使用

肢体不自由者の中には、脊柱の側弯や、四肢、関節等の変形・拘縮等の進行により、身体の状態に合わせた座位保持装置や車いすを医師の意見書又は診断書によりオーダーメイドで製作し、使用している場合があります。これらには、変形等のある身体においても楽に座位がとれるように椅子の形状やパッド等の配置が設計されているほか、脊柱の側弯や関節の変形・拘縮等の進行疼痛を防止する目的で体幹等を固定するためのベルトや上肢運動機能や日常生活動作の改善のためのテーブルが付属している場合が少なくありません。これらのベルトやテーブルは、使用することで体幹が安定し、本人の意思に基づいて四肢が動かしやすくなることや日常生活の向上等の効果も意図されています。

身体拘束に該当する行為とは、本人の身体機能や行動を制限する目的で行われる各種の行為であると解されるため、座位保持装置等にみられるように障害者の身体状況に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用されるベルトやテーブルについては、一律に身体拘束と判断することは適当ではありませんが、ベルトやテーブルをしたまま障害者を椅子の上で長時間放置するような行為については身体拘束に該当する場合もあるため、個別支援計画に座位保持装置等を使用する場面や目的、時間とともに、リクライニングによる体位変換やベッドや他の用具等に移乗して休息する時間についても記載し、長時間の同一姿勢による二次障害やじょくそうを計画的に防止することが必要です。



(座位保持装置等の例)

5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、障害者福祉施設従事者等から虐待を受けた障害者の内の20%以上に行動障害がありました。虐待の報道事例の「イ 職員の暴行後利用者が死亡、施設長が上司に虚偽報告」で虐待にあって亡くなってしまった人も行動障害がある利用者でした。この事案で設置された第三者検証委員会報告書では、行動障害のある利用者に対する虐待が起きた要因の一つを、次のように指摘しています。

「虐待（暴行）の原因の一つには、個人の問題として、支援スキルが不十分であり、また、虐待防止についての基礎的知識がない、ということが挙げられる。このため、支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至った面があることは否定できない。例えば暴行した5人は、行動障害に係る専門研修や、虐待防止に関する研修をほとんど受けていなかった。また、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的な過剰防衛としての力を行使していたと考えられるが、だんだんとその方が通常の支援より楽だと思い、通常の適切な支援の実施に努めずに、安易に暴行を行うことを繰り返していた。」（一部を抜粋）

行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠です。

(2) 強度行動障害支援者養成研修の適切な実施

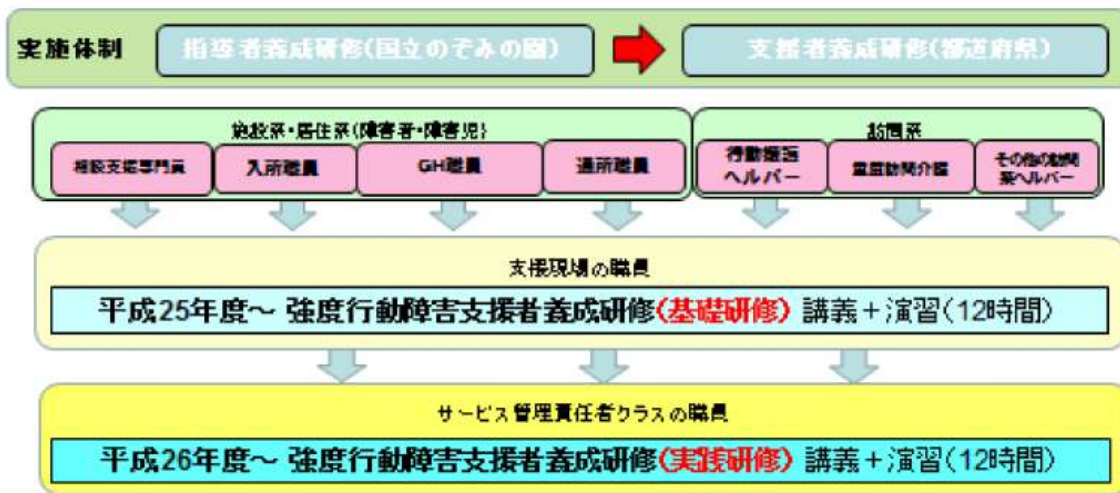
厚生労働省では、施設等において行動障害を有する障害者に対する適切な支援を行う職員の人材育成を進めることを目的として、指導者を養成するため「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」及び「同（実践研修）」の指導者研修を独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施しています。また、都道府県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を都道府県地域生活支援事業のメニュー項目として盛り込み研修経費を補助しています。

都道府県においては、これらの研修事業を適切に実施し、施設等の職員が行動障害を有する者に対して適切な支援を行うことができるよう、人材養成に取り組むことが求められます。

(参考) 強度行動障害を有する者等に対する支援者の人材育成について

強度行動障害を有する者は、自傷、他害行為など、危険を伴う行動を頻回に示すことなどを特徴としており、このため、現状では事業所の受入が困難であったり、受入れ後の不適切な支援により、利用者に対する虐待につながる可能性も懸念されている。

一方で、施設等において適切な支援を行うことにより、他害行為などの危険を伴う行動の回数が減少するなどの支援の有効性も報告されており、強度行動障害に関する体系的な研修が必要とされている。



Ⅳ 使用者による障害者虐待の防止と対応

1 定義・概略

障害者虐待防止法では、使用者による障害者虐待の防止についても規定されています（第2条、第21～28条）。

障害者虐待防止法に規定されている「使用者」とは、障害者を雇用する事業主、事業の経営担当者及びその事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者と定義されています（第2条第5項）。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体は含まれません。

使用者による障害者虐待とは、P3に記載したとおり、使用者が行う「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放置」及び「経済的虐待」をいいます。使用者が直接に虐待をした場合だけでなく、他の労働者による「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」等を放置している場合も「放棄・放置」に当たります。

なお、使用者による障害者虐待については、年齢に関わらず（18歳未満や65歳以上でも）障害者虐待防止法が適用されます。

2 使用者による障害者虐待の防止

(1) 労働関連法規の遵守

使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければなりません。障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）となっています。労働関連法規の遵守を徹底し、虐待の防止を進めることが求められます。

(2) 労働者への研修の実施

使用者による障害者虐待を防止するためには、職員が障害者の人権や障害者虐待についての理解を深め、障害者への接し方などを学ぶことが必要です。

障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し、研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要です。

企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースもあります。障害のある人への接し方が分からないなどの場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどに相談することが重要です。

使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要です（使用者による虐待には、他の労働者による虐待行為の放置も含まれます）。

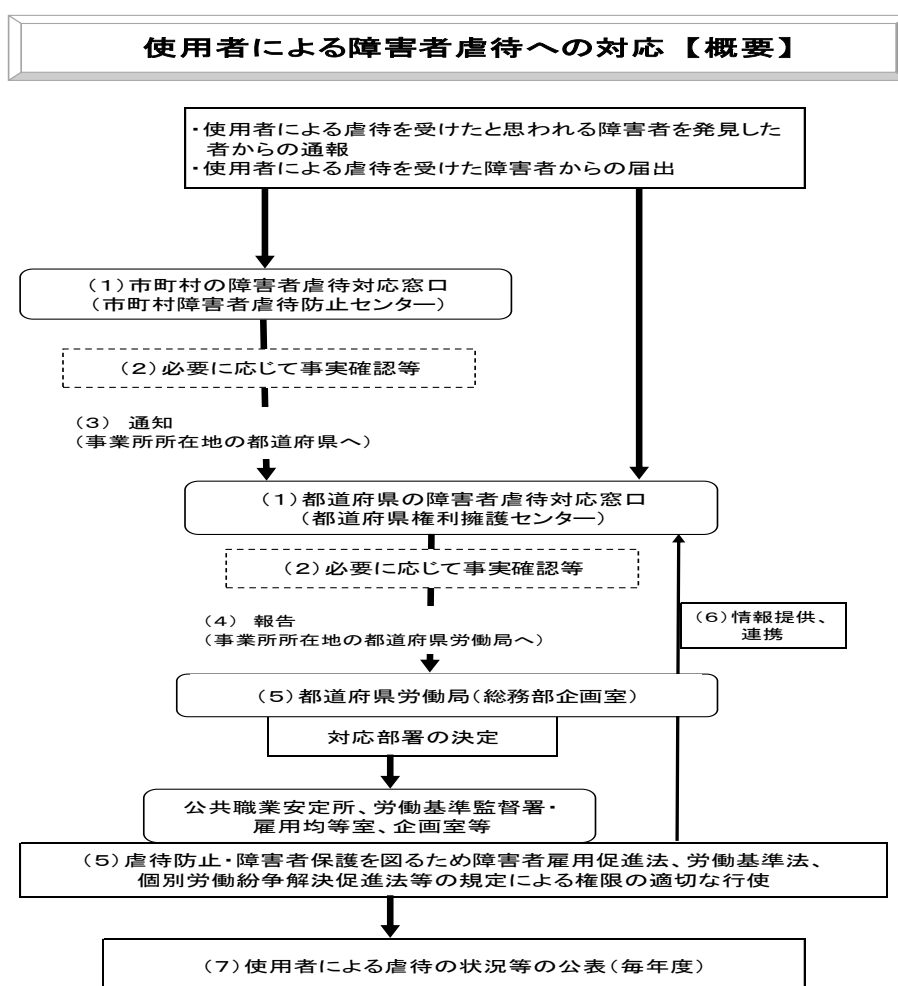
このため、上司と部下の間や同僚同士で率直に意見の言えるような職場環境の構築が重要となります。

(3) 苦情処理体制の構築

障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により、虐待の防止等の措置を講ずることが規定されています（第21条）。

事業所においては、苦情相談の窓口を開設するなど苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組みを適切に実施していくことが大切です。

3 相談・通報・届出への対応（市町村・都道府県）



(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務が規定されています（第22条第1項）。

また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができることとされています（第22条第2項）。

なお、就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当します。この場合、虐待への具体的な対応は、それぞれの業務内容や権限に基づき、市町村、都道府県及び都道府県労働局等が緊密な連携を取ることが必要です。

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、その後の対応等については、居住地の市町村が生活上の支援を行うことになりますので、通報を受けた町村は速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

② 居住地の市町村に通報等があった場合

通報等を受けた市町村は、通報者への聞き取りなどの初期対応を行った上で、厚生労働省令に基づき、事業所の所在地の都道府県に通知します。併せて、事業所への訪問調査等を行う際に、事業所と付き合いのある事業所の所在地の市町村の協力が必要な場合は、事業所の所在地の市町村にも情報提供します。

③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報があった場合

通報を受けた都道府県は、速やかに居住地の市町村に連絡をする必要があります。

ウ 通報等の受付時の対応

使用者による虐待に関する通報等の内容は、労働条件に対する苦情であったり、また虚偽による通報や過失による事故であったりすることも考えられます。したがって、通報等を受けた市町村・都道府県職員は、迅速かつ正確な事実確認を行うため、通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理しておきます。

通報等の内容が、明らかに使用者による障害者虐待ではなく、以下に例示する労働相談である場合には、適切な相談窓口につながります。

【労働相談の例】

労働基準監督署：賃金不払いや長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案

公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等

都道府県労働局雇用環境・均等部：育児・介護休業、職場のセクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、労働条件引下げ、配置転換等

（注：どこの相談窓口につながるのか不明である場合は、都道府県労働局雇用環境・均等部に相談）

※ このほか、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様です。

P18「Ⅱ-2-(1)-ア 相談、通報及び届出の受付時の対応」を参照してください。

エ 個人情報の保護

個人情報の保護についても、養護者による虐待への対応の場合P18「Ⅱ－2－（１）－ウ個人情報の保護」を参照してください。

なお、相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものです。事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第22条第3項）
- ② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第22条第4項）

が規定されています。こうした規定は、使用者による障害者虐待の通報を容易にすることで早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第22条第1項に規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する通報による不利益な取扱いの禁止等を規定する第22条第4項が適用されないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益な取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

なお、平成18年4月から施行されている公益通報者保護法第5条には公益通報をしたことを理由として降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

事業主や労働者に対して、このような通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在を周知し、啓発に努めることが必要です。

カ コアメンバーによる対応方針の協議

P19「Ⅱ－2－（２） コアメンバーによる対応方針の協議」を参照してください。

緊急性の判断は重要ですので、御留意ください。

（２） 市町村・都道府県による事実確認等

通報等を受けた市町村・都道府県は、通報等内容の事実確認や障害者の安全確認を行います。しながら、市町村・都道府県には事業所に対する指導権限がないため、基本的には事業所の協力の下に行われるものです。事業所の協力が得られる場合には、事実の確認を行います。

なお、事業所の協力を得られず、障害者の安全確保等の必要がある場合には、速やかに、市町村は事業所所在地の都道府県を経由して、また都道府県は直接、事業所所在地の都道府県労働局に報告

し、都道府県労働局が行う調査に同行するなど、協力して対応することを検討します。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な状況
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認・・・訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境・・・住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

(イ) 事業所への調査項目例

(※調査が難しい場合は、都道府県又は都道府県労働局に相談)

- ① 当該障害者の従事する業務内容、勤務体制、労働環境等
- ② 虐待を行った疑いのある職員の業務内容、勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制や給与の支払い状況等必要事項
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

- ① 複数職員による訪問調査
訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問するようにします。
- ② 医療職の立ち会い
通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応がとれるよう、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれます。
- ③ 障害者及び事業所への十分な説明
調査に当たっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要です。
 - ・ 訪問の目的について
 - ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
 - ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
 - ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査報告書を作成して福祉保険部福祉総合相談室（障害福祉グループ）管理職の確認をとります。

ここで、使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で、他の相談窓口

(例えば労働基準監督署や公共職業安定所等)での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了します。

エ 個別ケース会議の開催

調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、個別ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、虐待の事実についての確認を行います。

使用者による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、都道府県労働局に報告します。

※ このほか、「個別ケース会議」については P25「Ⅱ-2-(5) 個別ケース会議の開催による援助方針の決定」を参照してください。

(3) 市町村から都道府県への通知

市町村は、使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合、虐待に関する事項を事業所の所在地の都道府県に通知することとされています(第23条)(P78「【参考】市町村から都道府県への通知 様式4」参照)。

ただし、通報等で寄せられる情報には、別の窓口で対応すべき内容や過失による事故等虐待事案以外の様々なものも含まれていることがあります。

これらが障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知することになります。この場合、「労働相談票(使用者による障害者虐待)」(P81 様式5)を作成し、添付します。

また、悪質なケース等で、都道府県労働局等による迅速な行政指導が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県を経由して、都道府県労働局に報告し、協力して対応することが必要です。

(4) 都道府県から都道府県労働局への報告

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に報告します(第24条)。なお、使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に照会します。

都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応します。

なお、都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談表を作成して障害者虐待防止法第24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされています。

このため、都道府県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望まれます。

都道府県に報告すべき事項

- 1 事業所の名称、所在地、業種及び規模
- 2 虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分
その他の心身の状況 及び雇用形態
- 3 虐待の種別、内容及び発生要因
- 4 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
- 5 都道府県及び市町村が行った対応
- 6 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

(5) 都道府県労働局による対応

都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部（室）などの対応部署を決め、事実確認及び対応を行います。

対応部署は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「労働基準法」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」などの関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保します。

住み込みで働いている場合などは、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合がありますと考えられます。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要があります。

また、行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ速やかに情報提供を行います。

なお、対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供します。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供します。

(6) 都道府県等による障害者支援

使用者による障害者虐待が発生した場合、労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局が、障害者に対する生活支援などについては市町村や都道府県が担当することとなります。例えば、社員寮などに住み込んで働いている障害者が、使用者による障害者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合などが考えられます。障害者の生活を全人的に回復させることが重要であり、都道府県労働局と市町村や都道府県が十分に連携することが必要です。

障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第26条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応します。

都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼します。

(7) 使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第28条）

厚生労働大臣が公表する項目

- | |
|---------------------------|
| 一 虐待があった事業所の業種及び規模 |
| 二 虐待を行った使用者と被虐待者との関係 |
| 三 使用者による障害者虐待があった場合にとった措置 |

(具体例)

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、おしりを足で小突

かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理（職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア）について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、セクシャルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシャルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「バカ」「クズ」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。

相談・通報・届出受付票

(A票)

相談年月日		年 月 日 時 分～ 時 分		対応者				受付 No.		
相談者 (通報者)		氏 名				受付方法		□電話 □来所 □他()		
		住 所				電話番号				
		本人との関係		☐ 本人 ☐ 同居の家族親族(続柄) ☐ 別居の家族親族(続柄)		☐ 近隣住民 ☐ 障害者福祉サービス事業所 ☐ 警 察		☐ 医療機関 ☐ 民生・児童委員 ☐ その他()		
障害者本人	氏 名				性別	男・女	生年月日	T・S・H 年 月 日	年齢	歳
	住 所		居住地						住民登録	□ 同左 □ 異
	居 所		☐ 自宅 ☐ 病院() ☐ 施設() ☐ その他							
	連絡先		電話: _____ その他の連絡先: _____							
	障 害 手 帳		☐ 有 ⇒ ☐ 無		主障害		☐ 身体障害者手帳(種 級) ☐ 精神(級) ☐ 知的障害(A・B IQ) ☐ その他()			
	支 援 区 分		☐ 区分() ☐ 非該当 ☐ 申請中(月 日) ☐ 未申請		経済状況	☐ 生保受給中 ☐ 年金(障害・老齢・他) ☐ 稼働収入(円) ☐ 他収入()				
	利 用 サービス		障害福祉 ☐ 有() ☐ 無 その他 ☐ 有() ☐ 無		相談支援事業所					
虐待者	種 別		☐ 養護者(続柄: 男・女) ☐ 福祉施設従事者等 ☐ 使用者 ☐ その他							
	養護者氏名 施設・事業所 使用者名				住 所					
				連絡先						

◇ 主訴・相談の概要

相談内容 虐待の可能性 (いつ、どこで など具体的内容 を記載する)	☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ 経済的虐待			
情報源	相談者・通報者・届出者は ⇒ ☐ 実際に目撃した ☐ 怒鳴り声・泣き声・物音を聞いて推測した ☐ 本人から聞いた ☐ 関係者()から聞いた			

受付者所見				
今後の対応	☐ 相談継続 ⇒ ☐ 相談支援事業所等による継続相談() ☐ 障害者虐待として対応 ☐ その他() ☐ 相談終了 ⇒ ☐ 聞き取りのみ ☐ 情報提供・助言 ☐ 他機関への取次()			

初期対応記録

(B票)

開催日時	年 月 日 : ~	開催場所	
会議出席者	所属: 氏名:	所属: 氏名:	
	所属: 氏名:	所属: 氏名:	

受付 No.		障害者氏名	
障害者の健康状態			
障害者・養護者の情報			
緊急性の有無	☐ あり (☐ 即時 ☐ 他) ☐ なし		
	判断理由:		
方針			
	事実確認内容・方法	結果	
1	役割分担:		
2	役割分担:		
3	役割分担:		
その他			

事 実 確 認 票 ～チェックシート～

(C票)

※確認日時 年 月 日 時 分 ～ 時 分

障害者氏名		性 別		生年月日	T・S・H 年 月 日	年 齢	歳
確 認 場 所	☐ 自宅 ☐ 来所 ☐ その他()						
同 席 者	☐ 無 ☐ 有 (名、氏名:)						
発言内容や状態・行動・態度など(見聞きしたことをそのまま記入)							
《本 人》							
《養護者》							
《第三者》:()							
虐 待 の 全 体 的 状 況							
発 生 状 況							
1. 虐待が始まったと思われる時期: 年 月頃から 2. 虐待が発生する頻度: 3. 虐待が発生するきっかけ: 4. 虐待が発生しやすい時間帯:							

【裏面の事実確認項目(サイン)を利用して事実確認を行う】

社団法人日本社会福祉士会 作成 VerⅡ(出典:東京都健康長寿医療センター研究所作成様式を参考に作成)

事 実 確 認 項 目 (サイン)

	確認項目	当てはまるものを○で囲み、特記事項は空欄に記載	通 報 時	確 認 日	1. 目視、2. 聴取り、3. 他 ↓ 誰から確認した
身体 の 状 態 ・ け が 等	外傷等	頭部外傷(血腫、骨折等)、腹部外傷、重度の褥そう、他			
	全身状態意識レベル	全身衰弱、意識混濁、他			
	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、他			
	栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、他			
	あざや傷・出血	複数のあざ、やけど、刺し傷、打撲痕、腫脹、出血、他			
	体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、他			
	その他				
生 活 の 状 況	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、他			
	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、他			
	適切な食事	菓子パンのみの食事、拒食・過食が見られる、他			
	適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、他			
	行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話す事ができない、長時間外に出されている、他			
	不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物に困っている、年金・預金通帳がない、他			
	住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房がない、他			
話 の 内 容	恐怖や不安の訴え	「怖い」・「痛い」・「怒られる」などの発言、他			
	保護の訴え	「殺される」・「何も食べていない」・「家にいたくない」・「帰りたくない」などの発言、他			
	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、他			
	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、他			
	金銭の訴え	「お金を取られた」・「年金がはいってこない」などの発言、他			
	性的事柄の訴え	「裸の写真が撮られた」などの発言、他			
	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化する、他			
表 情 ・ 態 度	おびえ・不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、他			
	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、他			
	態度の変化	家族が居ると居ないとでは態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、他			
	その他				
サ ー ビ ス の 利 用 状 況	適切な医療受診	家族が受信拒否、他			
	適切な服薬管理	処方されていない薬を服用、薬を適切に服薬できていない、他			
	入退院の状況	入退院の繰り返し、緊急搬送の繰り返し、他			
	適切な福祉サービス	必要であるが未利用、必要量が極端に不足、他			
	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、他			
	費用負担	サービスの利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、他			
	その他				
養 護 者 の 態 度	支援者への発言	「何をするか分からない」・「殺してしまうかもしれない」等の訴え、他			
	保護の訴え	虐待者が障害者の保護を求めている、他			
	暴力・脅し等	刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある、他			
	障害者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、他			
	障害者への発言	「死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、他			
	支援者に対する態度	会うのを避ける、話したがらない、拒否的、他			
	精神状態・判断能力	虐待者の精神不安定・判断能力の低下、非現実的な認識、他			
	その他				

コアメンバー会議録

(D票)

		課長		福祉司		補佐		主査・係															
会議日時																							
会 議 出席者		所属： 氏名：			所属： 氏名：																		
		所属： 氏名：			所属： 氏名：																		
障害者氏名					生年月日				性別														
関係資料		☐ (A票)相談・通報・届出受付票 ☐ (B票)初動対応用記録																					
		☐ (C票)事実確認票 ☐ その他																					
事 案 の 内 容		発生時期		発生し始めた時期：																			
				発生しやすい時間帯・頻度：																			
		虐待発生 のきっかけ 及び 発生状況																					
本人の状況 ・意見・希望																							
養護者等の 状況・意見・ 希望、他																							
虐待事実の 判 断		☐ 虐待の事実なし ☐ 虐待の判断できず(現段階では疑いの状態) ⇒ 事実確認を継続 ☐ 虐待の事実あり ⇒ ☐ 身体的虐待 ☐ 放棄・放任 ☐ 心理的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 経済的虐待																					
緊急性の有無 及び 判断根拠		☐ 有り ⇒ <table border="0"><tr><td>☐ 入院・通院が必要</td><td>☐ 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある</td></tr><tr><td>☐ 本人・養護者が保護を求めている</td><td>☐ 今後重大な結果が生じるリスクがある</td></tr></table> ☐ 無し <table border="0"><tr><td>☐ 虐待が日常的に行われている</td><td>☐</td></tr></table>										☐ 入院・通院が必要	☐ 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある	☐ 本人・養護者が保護を求めている	☐ 今後重大な結果が生じるリスクがある	☐ 虐待が日常的に行われている	☐						
☐ 入院・通院が必要	☐ 虐待につながる家庭状況・リスク要因がある																						
☐ 本人・養護者が保護を求めている	☐ 今後重大な結果が生じるリスクがある																						
☐ 虐待が日常的に行われている	☐																						
総合的な 対応指針																							
支援内容		<table border="0"><tr><td>☐ 事実確認の継続</td><td>☐ 緊急分離・保護</td><td>☐ 福祉サービス対応</td><td>☐ 関係機関との連携</td></tr><tr><td>☐ 立ち入り調査</td><td>☐ 入院</td><td colspan="2">☐ 経済的支援(生保・他制度)</td></tr><tr><td>☐ 警察への援助要請</td><td>☐ 医療支援対応</td><td>☐ 成年後見制度等検討</td><td>☐ 他</td></tr></table>										☐ 事実確認の継続	☐ 緊急分離・保護	☐ 福祉サービス対応	☐ 関係機関との連携	☐ 立ち入り調査	☐ 入院	☐ 経済的支援(生保・他制度)		☐ 警察への援助要請	☐ 医療支援対応	☐ 成年後見制度等検討	☐ 他
☐ 事実確認の継続	☐ 緊急分離・保護	☐ 福祉サービス対応	☐ 関係機関との連携																				
☐ 立ち入り調査	☐ 入院	☐ 経済的支援(生保・他制度)																					
☐ 警察への援助要請	☐ 医療支援対応	☐ 成年後見制度等検討	☐ 他																				

個別ケース会議録

(E票)

会議日時	
------	--

課長	福祉司	補佐	主査・係

会議出席者	所属:	氏名:	所属:	氏名:
	所属:	氏名:	所属:	氏名:
	所属:	氏名:	所属:	氏名:
	所属:	氏名:	所属:	氏名:

障害者氏名		生年月日		性別	
-------	--	------	--	----	--

会議目的	
------	--

検討課題と内容

--

支援計画等	☐ 対応計画の継続 ☐ その他 ☐ 新規対応計画の作成 ☐ 終結・終了
-------	---

障害者虐待対応計画書

(F票)

課長	福祉司	補佐	主査・係

障害者氏名		生年月日		性別	
作成した会議	☐ コアメンバー会議 ☐ 個別ケース会議				

	課 題	目 標	支援内容・方法・関係機関等
障 害 者	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
養 護 者 等	1		
	2		
	3		
	4		
そ の 他	1		
	2		
備 考			

障害者虐待対応評価会議記録票

(G票)

課長	福祉司	補佐	主査・係

障害者氏名		生年月日		性別	
作成した会議	☐ コアメンバー会議 ☐ 個別ケース会議				

	目 標	実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	目標達成状況 確認した事実と日付	対応方針
障 害 者	1			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	2			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	3			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	4			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	5			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
養 護 者 等	1			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	2			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	3			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	4			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
そ の 他	1			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了
	2			☐ 継続 ☐ 変更 ☐ 終了

障 害 発 生 の リ ス ク

1	身体的虐待	☐ 虐待 ☐ 虐待の疑い ☐ 一時的に解消 ☐ 虐待の解消 ☐ 虐待は確認されていない
2	性的虐待	☐ 虐待 ☐ 虐待の疑い ☐ 一時的に解消 ☐ 虐待の解消 ☐ 虐待は確認されていない
3	心理的虐待	☐ 虐待 ☐ 虐待の疑い ☐ 一時的に解消 ☐ 虐待の解消 ☐ 虐待は確認されていない
4	放棄・放置	☐ 虐待 ☐ 虐待の疑い ☐ 一時的に解消 ☐ 虐待の解消 ☐ 虐待は確認されていない
5	経済的虐待	☐ 虐待 ☐ 虐待の疑い ☐ 一時的に解消 ☐ 虐待の解消 ☐ 虐待は確認されていない

新たな対応計画の必要性	評価結果のまとめ	虐待対応終了の理由等
	☐ 虐待対応の終了 → ☐ 現在の虐待対応計画に基づき、継続 ☐ 虐待対応計画の見直し ☐ その他 ()	

立入調査の身分証明書

(表)

(様式1)

証 票	
第 ○○ 号	年 月 日 交付
所 属 氏 名	
上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する 法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。	
○○市長	市長印

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するために迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者総合支援法第五条第7項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第十一条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 号				
障 害 者 虐 待 事 案 に 係 る 援 助 依 頼 書				
年 月 日				
〇〇警察署長 様				
〇〇市長 印				
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。				
依頼事項	日 時	年 月 日 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
	場 所			
	援助方法	☐ 調査の立会い ☐ 周辺での待機 ☐ その他		
障害者	障害の内容			
	(ふりがな) 氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()		
	電 話	() ー		
	職業等			
養護者等	(ふりがな) 氏 名		性別	☐ 男 ☐ 女
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)		
	住 所	☐ 上記援助依頼場所に同じ ☐ その他()		
	電 話	() ー		
	職業等			
	障害者との関係	☐ 親 ☐ 祖父母 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 子の配偶者 ☐ 兄弟姉妹 ☐ 他親族() ☐ その他()		
虐待の状況	行為類型	☐ 身体的虐待 ☐ 性的虐待 ☐ 心理的虐待 ☐ 放棄・放置 ☐ 経済的虐待		
	虐待の内容			
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由				
警察の援助を必要とする理由				
担当者・連絡先	所属・役職		氏 名	
	電 話		内 線	
	携 帯 電 話			

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について(報告)

本件は、本市において事実確認を行った事案

- ☐ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事実が認められた事案である。
- ☐ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
- ☐ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。

(注) 不明の項目については記載しなくてもよい。

1 障害者福祉施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名 称 : _____

・サービス種別 : _____
(事業者番号: _____)

・所 在 地 : _____
TEL: _____ FAX: _____

2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の性別、 年齢及び障害種別その他の心身の状況

氏 名		性別		年 齢	
障害の種類 (支援区分)	身体障害 知的障害 精神障害				
	その他(_____)				
	障害支援区分 非該当 1 2 3 4 5 6 不明等				
心身の状況					

3 虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待 性的虐待 心理的虐待 放棄・放置 経済的虐待
	その他(_____)
虐待の内容	
発生要因	

4 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏 名		生年月日	T・S・H	年	月	日
-----	--	------	-------	---	---	---

(資格を有する者についてはその資格及び職種を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)

5 市町村が行った対応

- ☐ 施設等に対する指導
- ☐ 施設等からの改善計画の提出依頼
- ☐ 虐待を行った障害者福祉施設従事者への注意・指導
- ☐ その他（具体的に記載すること）

6 虐待を行った障害者福祉施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

- ☐ 施設等からの改善計画の提出
- ☐ その他（具体的に記載すること）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 17 条の規定に基づき、
上記の通り報告する。

年 月 日

〇〇〇都道府県(担当課)

〇〇市長

市長印

【市町村から都道府県への通知様式】

(様式4)

年 月 日

(都、道、府、県) 知事 あて

市町村長

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障害者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

担当部署名		担当者氏名	
電話番号			

労働相談票(使用者による障害者虐待)

(受付台帳番号)

労働相談票(使用者による障害者虐待)										処理欄		
受付年月日		年 月 日		1. 通 報 2. 届 出		1. 来庁 2. 電話 3. FAX 4. 郵送等				通報等		
都道府県						市町村				来庁等		
受付機関		1. 基準部・監督署 2. 安定部・安定所 3. 均等室 4. 総務部企画室				対応者氏名				部 署		
① 通報届出者及び被虐待者の事項	通報(届出)者氏名						性 別					
							1. 男 2. 女 3. 不明					
	事業所への通知の諾否		通報・届出の有無		通知者氏名の通知(※通報時のみ)		被虐待者氏名の通知					
			諾 ・ 否		諾 ・ 否		諾 ・ 否					
	被虐待者との関係		1. 本人 2. 事業所内労働者 3. 被虐待者の親族等 4. 行政機関等 5. その他() 6. 不明								関係	
	住 所											
	電話番号		TEL				携帯 TEL					
	被虐待者氏名				性 別		生年月日		年齢		性別	
					1. 男 2. 女 3. 不明							
	年齢区分		1. ～20 歳 2. 21～30 歳 3. 31～40 歳 4. 41～50 歳 5. 51～60 歳 6. 61 歳～ 7. 不明								年齢	
	障害の種類		1. 身体障害 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他				雇 用 形 態				障害種類	
	障害支援区分						1. 正社員 2. パート・アルバイト 3. 派遣労働 4. 期間契約社員 5. その他() 6. 不明					
	心身の状況										支援区分	
	住 所										雇用形態	
電話番号		TEL				携帯 TEL						
② 事業所及び使用者の事項	事業所名											
	代表者氏名											
	担当者職氏名											
	所在地											
	電話番号		TEL				携帯 TEL					
	規 模		1. 10 人未満 2. 10～49 人 3. 50～99 人 4. 100～299 人 5. 300 人以上 6. 不明								規模	
	業 種		1. 製造業 2. 情報通信業 3. 運輸業、郵便業 4. 卸売業、小売業 5. 金融業、保険業 6. 医療、福祉 7. サービス業 8. 1～7以外 9. 不明								業種	
	使用者氏名				性 別		生年月日		年齢		性別	
					1. 男 2. 女 3. 不明							
	年齢区分		1. ～20 歳 2. 21～30 歳 3. 31～40 歳 4. 41～50 歳 5. 51～60 歳 6. 61 歳～ 7. 不明								年齢	
	被虐待者との関係		1. 事業主 2. 所属の上司 3. 所属以外の上司 4. その他() 5. 不明								関係	
虐待の種別		10. 身体的虐待 20. 性的虐待 30. 心理的虐待 40. 放棄・放置 50. 経済的虐待 41. 放棄・放置(身体的虐待) 42. 放棄・放置(性的虐待) 43. 放棄・放置(心理的虐待)								種別		

虐待の内容 及び 発生要因		
市町村 又は 都道府県が 行った対応		
使用者による虐待が 行われた事業所に おいて改善措置が とられている場合には その内容		

※ 特に色を付けた部分は、省令により都道府県から労働局に報告する内容であるため、確認の上、記載すること。

しょうがい 障 害のある人への

ぎゃくたい 虐 待をなくそう！！

しょうがい ひと ぎゃくたい ばあい
障 害のある人への虐 待は、いかなる場合でも、あってはならないこ
とです。

じゅうみん みなさま きょうりょく しょうがい ひと ぎゃくたい ほうし とりく
住 民の皆様の協 力で、障 害のある人への虐 待の防止に取組みまし
よう。

障害者の虐待に関する通報、相談・届出先

◇[平日 8時50分～17時20分]

小樽市障害者虐待防止・差別解消センター

(小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ内)

電 話 32-4111 (内線302)

FAX 22-6915

◇[平日夜間、土・日曜日、国民の祝日、年末年始など]

小樽市地域障がい者相談支援センターさぽーとひろば

電 話 080-1975-4223

小樽市障害者虐待防止マニュアル

(養護者・福祉施設従事者等・使用者・その他関係者向け)

発行・編集

小樽市福祉保険部

福祉総合相談室障害福祉グループ

平成29年4月 第1刷発行

令和4年7月 第2刷発行